

第六十八回国会  
衆議院

# 社会労働委員会議録 第三十五号

(五五九)

昭和四十七年六月八日(木曜日)

午前十時四十分開議

出席委員

委員長 森山 欽司君

理事 小沢 辰男君

理事 橋本龍太郎君

理事 田邊 誠君

理事 田畑 金光君

秋田 大助君

大橋 武夫君

小金 義照君

田中 正巳君

中島源太郎君

別川悠紀夫君

大原 亨君

後藤 俊男君

山本 政弘君

古川 雅司君

出席國務大臣

厚生 大臣 齋藤 昇君

出席政府委員

環境庁水質保全局長 岡安 誠君

厚生大臣官房審議官 曾根田郁夫君

厚生省環境衛生局長 浦田 純一君

委員外の出席者

科学技術庁研究調整局総合研究課長 石渡 鷹雄君

大蔵省主計局主計官 渡部 周治君

大蔵省理財局国有財産第二課長 柴田 耕一君

農林省農林経済局長 関 守君

農林省農林経済局長 関 守君

農林省農林経済局長 関 守君

農林省農林経済局長 関 守君

農林省農林経済局長 関 守君

農林省農林経済局長 志村 光雄君

品油脂課長 白根 亨君

農林省畜産局畜産経営課長 関谷 俊作君

農林省畜産局畜産経営課長 栗原 昭平君

農林省畜産局畜産経営課長 島田 春樹君

農林省畜産局畜産経営課長 小幡 八郎君

農林省畜産局畜産経営課長 貞廣 豊君

農林省畜産局畜産経営課長 岩田 照良君

農林省畜産局畜産経営課長 升本 達夫君

農林省畜産局畜産経営課長 近藤 隆之君

農林省畜産局畜産経営課長 濱中雄太郎君

農林省畜産局畜産経営課長 濱中雄太郎君

農林省畜産局畜産経営課長 濱中雄太郎君

農林省畜産局畜産経営課長 濱中雄太郎君

農林省畜産局畜産経営課長 濱中雄太郎君

農林省畜産局畜産経営課長 濱中雄太郎君

農林省畜産局畜産経営課長 濱中雄太郎君

農林省畜産局畜産経営課長 濱中雄太郎君

農林省畜産局畜産経営課長 濱中雄太郎君

農林省畜産局畜産経営課長 濱中雄太郎君

農林省畜産局畜産経営課長 濱中雄太郎君

農林省畜産局畜産経営課長 濱中雄太郎君

農林省畜産局畜産経営課長 濱中雄太郎君

農林省畜産局畜産経営課長 濱中雄太郎君

農林省畜産局畜産経営課長 濱中雄太郎君

農林省畜産局畜産経営課長 濱中雄太郎君

農林省畜産局畜産経営課長 濱中雄太郎君

農林省畜産局畜産経営課長 濱中雄太郎君

農林省畜産局畜産経営課長 濱中雄太郎君

農林省畜産局畜産経営課長 濱中雄太郎君

農林省畜産局畜産経営課長 濱中雄太郎君

農林省畜産局畜産経営課長 濱中雄太郎君

農林省畜産局畜産経営課長 濱中雄太郎君

農林省畜産局畜産経営課長 濱中雄太郎君

農林省畜産局畜産経営課長 濱中雄太郎君

農林省畜産局畜産経営課長 濱中雄太郎君

農林省畜産局畜産経営課長 濱中雄太郎君

農林省畜産局畜産経営課長 濱中雄太郎君

坪川 信三君

田中 正巳君

六月六日

健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇八号)

医療基本法案(内閣提出第一二〇号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

廃棄物処理施設整備緊急措置法案(内閣提出第九四号)

〇森山委員長 これより会議を開きます。

廃棄物処理施設整備緊急措置法案を議題といたします。

質疑の申し出があります。順次これを許します。

竹内黎一君。

〇竹内委員 ただいま議題となりました廃棄物処理施設整備緊急措置法案について、若干の質疑を行ないたいと思います。

いまさら私が申し上げるまでもなく、今日ごみ戦争とかごみ公害という、こういうことは広く国民の間に定着しております。もちろん地域住民もこれらの問題に対する関心は非常に強いということも、もう御案内のとおりでございますので、私はその点については、くどくど申し上げずに、ざばりとまず大臣に伺いたいのであります。なぜ今日このようなごみ戦争、ごみ公害といわれるような事態が生じたのか、その根本的な原因は何であると把握なされておりますか。その点をまず伺いたいと思います。

〇斎藤國務大臣 こまかい点は局長からお答えいたします。

たすと思いますが、私から申し上げるまでもなく、最近の産業の非常な急速な発展、科学技術の非常な進歩、そのために、いままでも分量が非常にふえてまいりました。そして、科学技術の発展によって、焼却をすれば毒ガスが出るとか、あるいは自然に腐朽をしていくというような、そういった廃棄物ではなくて、とうてい腐朽はしないという、永久に姿を変えないというような廃棄物が、しかも分量が、産業の非常な発展によって非常にふえてまいったわけでございます。

大体私はこの二つの原因があると考えております。

〇竹内委員 確かに現象面ではいま大臣御指摘のようなことが原因だと思いますが、私は実はその裏にもっと大きな一つの流れがあるような気がいたします。

端的に申し上げますと、これは何といひまして、今日までとられてきた経済の高度成長政策、その裏返しといたしまして、大量生産、大量消費、そして使い捨てという、こういう一つの社会の流れというものが必然的に今日のごみ戦争なり、ごみ公害を生んできた、私はこのように理解し、また政策の根本的な発想も、まずそこから出発すべきものではないか、このように思うわけで、重ねてこの点について、まず大臣の御所見を伺いたい。

〇斎藤國務大臣 私の申し上げたのもそういうような意味で申し上げたわけでございまして、御意見のとおりだと私は思います。

〇竹内委員 まあ大臣も結局大量生産、大量消費、そして使い捨てという、今日のいわば社会のパターンが必然的に今日のごみ公害を生んだという点は同意見だと、こうお述べになりましたが、そうしますと、今日のこれまでもとってきた高度成長政策の主たる責任は、何としても、私は政府にあるだろうと思うのです。そうしますと、このごみ

公害、ごみ戦争の問題につきましても、政府は相  
当な責任を果たさなければならぬ。論理的にもそ  
うなるし、政治的にも当然そうなると思はるの  
であります。

ところが、今回の法案を拝見いたしましたも、  
条文そのものから、政府が一体この種の問題につ  
いてどれだけの責任を感じ、またどれだけの責任  
を果たそうとするか、どうも姿勢があまり明確で  
ないような気がいたします。もしこれは私の誤解  
であつたら、ひとつ説明を願いたいのであります  
が、たとえば法案に即して見ましても、第四条に  
おきまして、「政府は、廃棄物処理施設整備計画を  
実施するために必要な措置を講ずるものとする。」  
ただこれ一点でございます。しかも「必要な措置」  
という至ってあいまいな規定だけでございまし  
て、具体的に何をやるのか、必ずしもここでは明  
確でない。私はそのように感ずるわけでございま  
すので、ひとつこの第四条に規定したところの  
「必要な措置」というものには何を考へてゐるの  
か。これは担当局長からでもけっこうですから、  
説明を願いたいと思ひます。

○斎藤國務大臣 「必要な措置」については担当  
局長からお答えをいたしますが、こういった事態  
になつたのは、まあ政治の責任と言へば責任であ  
るかも知れませんが、これは世界全体を通じて、  
いわゆる科学技術の進歩、そこから出てきた弊害  
を除去していくということは、これは各国の政府  
の責任であらう、かように考えます。

申し上げるまでもなく、尿尿にいたしましても、  
いわゆる化学肥料というものができてまいり、そ  
して尿尿はいままでのような使い方をしない。一  
面には、これは衛生上非常によくなつたであらう  
と思ひますが、そのために尿尿の処理ということが  
必要になつてまいり。ことに、これは諸外国の  
ほうが初めであつたと思ひますが、とにかく廃棄  
物を再生産をするというような考え方がほとんど  
なくて、使い捨て、このほうが能率的であるとい  
うようなことで、これを再生産をするには、か  
えって費用が高くなつて、コスト倒れになるとい

うような現象等もあつて、こういうことになつた  
と思ひます。

しかしながら、私は大きな意味でいつて、今後  
やはり資源の利用という意味からも、廃棄物から  
さらに再生産へ、コストが高くなつても、それ  
をやる。これはわが国だけではやれないかも知  
りませんが、地球を守るといふ意味の国際会議も  
いま開かれておりますが、国際的にそういう風潮  
に持つていかないと、日本だけでなしに、もう廃  
棄物の捨て場所がなくなるといふようなことにも  
なるのじゃないか、かように考えます。しか  
し、さしあつては、この廃棄物を処理するため  
には、政府は万全の措置をとらなければならぬ。  
それには予算も惜しみなく出す必要がある、かよ  
うに考へておるわけであります。

詳細は局長から答弁いたさせます。  
○蒲田政府委員 国の行なうべき責務といたしま  
しては、実はいま御審議をお願いしております緊  
急整備措置法案の前身だけではございせん、こ  
のものとともなるべき廃棄物処理法の条文と見比  
べて御理解願ひたいと思ひます。

まず第四条では（国及び地方公共団体の責務）  
といたしまして、第三項といたしまして「国は、  
廃棄物の処理に関する技術開発の推進を図ると  
も、市町村及び都道府県に対し、前二項の責務  
が十分に果たされるように必要な技術的及び財政  
的援助を与えることに努めなければならない」と  
いう概括的な規定がございまして、これを受けま  
して、さらに、具体的には第二十二條に（国庫補  
助）の規定が設けられてございまして。それから、  
さらに法第二十三條では（特別な助成）といたし  
まして、特別な場合の「資金の融通又はそのあつ  
せんに努める」といふような規定が設けられてお  
りまして、いま御審議願ひております緊急整備措  
置法案の第四条にいます政府の「必要な措置」  
と申しますのは、これらを一括いたしているのだ  
ございまして。

（委員長退席、山下（徳）委員長代理着席）  
それから、この長期計画、整備計画そのものを

策定する、閣議決定によつて、これをいわば公開  
のものとすると考へ方は、まさに政府が、み  
ずからこういふたものに積極的に取り組むといふ  
姿勢を示したものだといふふうに考へております。

○竹内委員 いま局長が廃棄物処理法の第四条に  
規定してある国の責務について触れたわけであ  
るが、その条項を読みましても、「前二項の責務が十  
分に果たされるように必要な技術的及び財政的援  
助を与えることに努めなければならない」とこのよ  
うにあるわけでございまして、以下、私ははたし  
て国の財政的援助が一体十分なのかどうかといふ  
ことを、若干具体的な問題に触れながら尋ねてま  
いりたいと思ひます。

今日、ごみ戦争の最前線は何といつても大都市、  
なかんずく代表的なのは東京都であらうか、私は  
このように理解をいたします。東京都はいろいろ  
な計画を立てていまして、それを実行に移そうと  
してゐる。ところが、たとえばある場所に焼却処  
理施設を設けようとする住民の反対運動にあつ  
たといふことで、美濃部さんといふへん苦勞されて  
おると思ひます。

そこで、私は実はそういう用地、敷地の確保と  
いうのが非常にこの種の問題においてウエイトが  
大きい、このように考へるものでございまして。ま  
た、今日の予算の補助のやり方を見ますと、そう  
いう敷地なり埋め立て用地の確保は、ともかくも  
これは各自治体の仕事である。そういう用地の確  
保が自治体においてなされた、それを大前提にし  
て、いわば施設に対しての補助を出す、こういう  
かっこうになつておると思ひます。

ところが、私からいまさら申し上げるまでもな  
く、大都市におきまして公有地を確保するといふ  
ことは並みだいていなことではございせん。こ  
れは私があえて申し上げるまでもないところで  
ございまして、そういう、自治体が公有地を確保し  
なければ施設に対しての補助金ももらえないとい  
う仕組み、逆にいいますと、これは例をあげては  
恐縮でございまして、北海道のように、まだそう  
いう土地確保に余裕のあるところは、自治体にお

いても土地の確保ができ、それに基づいてとい  
いますか、施設に対する補助金を受けられる、ある  
いは起債も受けられる、こういう仕組みになる。  
ところが用地を確保するのがきつめて困難な大都  
市、たとえば東京都においては、その前提をし  
ば果たし得ないために、焼却施設に対しては、  
あるいは処理場に対しては、実際には国の補助金  
なりそういうものがもらえないといふ、こういう  
仕組みになつてゐるのではないかと、私はこのよ  
うに理解をいたすわけであります。

そこで私は、きょうは大蔵省に来ていただいて  
おるはずでございまして、何いたいのでありま  
すか、この種の土地の確保については起債でめん  
どを見ていると、あるいは御答弁があるかもしれ  
ませんが、私は起債でめんどうを見ると、ただ  
では至つて十分ではないか、やはりこの種の土  
地確保について国が補助金を出すといふところま  
で少し前進をしないと、実際大都市においてはこ  
の種の施設の設置も困難なんじゃないか、このよ  
うに思ひますので、その点についての大蔵省の見  
解を伺ひたいわけであつた。

○渡部説明員 公共事業を行ないます場合の用地  
の問題が、非常に現在の用地事情からいたしまし  
て、むずかしい問題に逢着してゐることは、われ  
われも十分承知してゐるところでございまして。特  
に、御指摘のように大都市におきましては、用地  
問題が非常にむずかしいといふことでございま  
す。

そこで、公共事業における用地に対する財政援  
助と申しますか、そういうあり方につきましては、  
先生ただいま御指摘ございましたように、一般的  
には、土地についても補助の対象にするといふこ  
とではなくて、もっぱら起債といふかっこうにお  
いて財政的な援助を見てきておるといふかっこう  
になつておるわけでございまして、用地の中でも  
たとえば道路のように土地の形態を全く変えてし  
まつて、それ自体が、いわば事業の主たる目的に  
なるといふところについては、これを補助してお  
るといふ例もあるわけでございまして。ただ、一般

的には、おっしゃる通りに、用地については補助ではなくて起債のほうでやっております。これはいわば用地は、土地というのは永久資産でございまして、事業者に所有権が帰属しまして、永久的に効用を発揮するわけでございまして、そういうような性質を持つておる資産の取得にまで国民の税金を回すのはいかであらうかというように考え方が、従来から主体的にいわれてきたわけがあります。

そこで、そういうものにつきましては——しかし一方において用地費が非常にかさばりますものですから、自主財源でもってそれを求めるというのなかなか困難でございまして、そういう意味で、当面は起債でめんどろを見ていく。その場合に、もちろんその利子負担がコストにいろいろ影響を及ぼすというようなことがありますれば、その起債の条件等について、いろいろ財政的な援助をするというような基本的なたてまえになっておるわけでございます。

そういうたてまえにつきまして、現在の実情からしても少し考え直す必要があるのではないかと御指摘であらうかと思っておりますけれども、本問題は公共事業全般に通ずる問題でございまして、われわれも十分検討させていただきたいと思っておりますが、率直に申しまして、現在の体系を早急に變えることができるかどうかということにつきましては、ややわれわれのほうは消極的であるというところを申し上げたいと思っております。

○竹内委員 結論として消極的だという御答弁をいただいたわけですが、たいへん私は、実は不満でございまして。

道路の例を引かれましたが、この種の非常に緊急性の高いごみ戦争とかごみ公害ともいわれているような事態でございまして、私はなるほど土地が永久に所有権を持つて云々という理屈も片っ方では立つてあろうけれども、このエマージェンシーという点に着目すれば、少なくともこういう廃棄物処理施設の土地取得については、補助金を国が交付するということが、かえって私

は政策効果としても大きいんじゃないかと思ひます。

極論いたしますと、大都市におけるこういう施設の設置というものは、もう土地がなければできないわけではございません。土地がなければ、そこを初めて国の補助も起債も恩恵が受けられない。その根柢に全然国が援助の手を差し伸べないで、起債で、借金でやりくりしろ、こういうのはいささか私は冷たいような感じがいたします。

そういう意味で、ぜひ私はもう一ぺん大蔵省におかれまして、なるほど公共事業全体の体系に對する影響という点もありましようけれども、ぜひこの種の問題については、もっともっと前向きに御検討いただきたいと要望いたしまして、次の点に進みたいと思ひます。

今回この種の、この法律に裏づけされるところの、いわゆる整備計画、従来とスタイルを変えまして四カ年計画になっておるわけでございまして、この四カ年計画に對して、各方面からいろいろな意見が出されております。それで私もできるだけそういう意見を一つとめて拾つて読んでみたわけでございますが、たぶん事務局においてもお読みになったと思ひますが、この批判の代表的な意見の一つに、朝日ジャーナルの四月七日号に一つの意見が載つております。これは内容は私が触れました土地取得の問題についても批判をしておるわけですが、と同時に、もう一つ今回の政府の計画、予想、そういうものは実は非常に甘いんじゃないか。もう極論いたしますと、いまの段階から失敗はもう目に見えている計画だ、このようにまで論評しておるわけでございまして。私自体も今回の三カ年計画に、そういうひょっとしたら甘さがあるんじゃないかというように、こういう懸念を持つてわけでございまして。

朝日ジャーナルの指摘を若干ここで拾ひ上げて読んでみますと、たとえばごみの一日一人当たりの排出量の読み方というものが非常に甘い。あるいは粗大ごみ、中でもボンゴ車といわれている、こういうものの出方の読みも、今日の自動車の

生産台数から推定しても非常に甘いんじゃないか、このようにいっておるわけですが、一体今回の計画を立てるにあたって、もちろんその策定の根柢としては、その種のごみの従来の伸び率というものを当然計算されての計画だと思ひますが、私は単にいままでの伸び率をそのまま引き伸ばしたという計画であるならば、必ずやそれはたちまちに、もう実際に出るごみの量は、その計画量、予想量をすくなくオーバーしてしまうであろう。このように思ふわけでありまして、この種の今回の計画を立てるにあたって、そうした従来の伸び率とともにどれだけのアローアンス、余裕といたしますか、そういうものを見ておるか、この点について私は若干の疑義を感じるわけでございまして、この点につきまして、何か説明がありましたら、承りたいと思ひます。

○浦田政府委員 私朝日ジャーナルの記事を読まして、承知いたしております。そこで、私どもも実際の考え方との食い違いを一々説明するのは時間の関係もありますので、今度の計画を示すことによってかえさしていただきたいと思います。

今次の計画は、昭和五十年年度末におきます廃棄物の処理に関する需要を予測して策定したものであります。まず尿尿について申しますと、従来計画では一人当たりの一日の収集量は一・二リットルという数字でございましたが、これを本計画では一・四リットル、実情に合わせて改定いたしました。したがって、尿尿に関する限りにつきましては、これは十分に計画需要量で対応できるものというふうに考えております。

朝日ジャーナルでも主としてごみのほうに批判が集中したように承知しておりますが、ごみにつきましては、これは過去の近年の伸び率として最も大きな約六・四％という数字を使ひまして、これが昭和五十年まで継続するといふふうに予想いたしました。つまり過去の伸び率の最大の実績をもとにいたしました。五十年には千二百グラムといふふうに推定してございまして。

また産業廃棄物につきましても、新経済社会発展計画におきます業種別の出荷額の伸び率を用いて推定いたしておりますので、この計画でもって定められました事業量を遂行していけば、私どももいたしましては、一応廃棄物問題につきましては対応できるというふうに考えております。もちろんいろいろと、さらに予測されないような新しい社会的な変動ということも考えられないではないわけではございませんけれども、それはそのときといたしまして、現在考えられる過去からのいろいろな実績というものをといたしまして、対応できるものと考えております。

○竹内委員 実は私は、きょうは主としてごみの問題について伺つたつもりで、尿尿のほうはあまり準備しておりませんので、いま御答弁で尿尿について触れましたので、尿尿についてごく一点だけ伺つておきたいと思ひます。

今回の計画は、それが予定どおり実施されますと、尿尿は昭和五十年年度末においては一〇・〇％衛生処理が可能である、いわゆる海洋への不法投棄、そのような事態は解消される、このように説明として伺つておるのでございまして、そうしますと、昭和五十年の終わりになりますと、尿尿に関しては、こういう年次処理計画というものは必要であり、また厚生省においても作成をするつもりはない、こういうことではございまして。

○浦田政府委員 尿尿処理の整備計画につきましては、実はこれとらへらなす下水道の整備計画の進捗状況を十分に勘案しなくてはならないわけではございますが、下水道の整備計画が現在の五カ年計画で予定どおり進むということを前提としたしますと、尿尿処理施設につきましては、先生御指摘のように、五十年におきましては、原則的にはほぼ需要を全部まかなうということになりまして、さてあらためて、その時点で従来の緊急整備措置法といったようなことで長期計画を策定、改定していく必要があるかということになりますと、これは私は原則的には、もうそこまでの必要はないんじゃないかというふうに考えており

ます。

○竹内委員 ただいまの説明ですと、うらはらになるところの下水道のほうの整備計画も進むであろうから、昭和五十年末においては、こういうぐあいになるということですが、私実は手元に一つ資料を持ってまいっております。

それは全国の各都道府県の下水道の普及率のリストでございますが、これを見ましても、下水道普及の最高ペーステンテージを示している県は大阪府で六九・五％でございますね。これは資料がはたしてどうなのかわかりませんが、島根県に至っては下水道普及率はゼロ、こういうペーステンテージが出ております。これはどういふことかよく調べなければわかりませんが、いずれにいたしましても、たとえば北海道で四三％であるとか、山形県で二・五％であるとか、あるいはまた富山県で三〇・三％であるとか、石川県は四・四％とか、こういうことで、今後昭和五十年末までに、片方の下水道の整備計画というものが、いまおっしゃったようにうまいテンポで進むものかどうか。もちろん政府においても計画のあることは承知しておりますが、その点はどうなんですか。

○浦田政府委員 五十年末になりますと、下水道が全部完備して尿尿処理施設が不要になるということではございませんことは、先生も御承知のとおりだと思ひますが、その時点になりますと、どのように尿尿の処理が行なわれるか。これは全国的に申しますと、便所が水洗便所とくみ取り便所と二つあるわけでございますが、まず水洗便所の使用人口を、下水道の整備計画も勘案いたしまして計算いたしますと、四千三百六十万人。このうち、公共下水道によりますものが三千六十万人。それから、地域尿尿処理施設、たとえば団地などで部分的に設けまします、いわば小規模の下水道とも申すものでございますが、これが三百四十万人。それから、尿尿浄化槽によりますものが九百九十六万人という内訳に相なるわけでございます。したがって、残りの約五千二百五十二万名、これは依然としてくみ取り便所ということになるわけ

でございます。これら便所から収集されます尿尿は、やはり尿尿処理施設、場合によりましては、一部分は下水の終末処理場に投入するということも行なわれると思ひます。そういうことでいくわけでございます。

したがって、私が緊急整備措置法としてあらためて長期計画を立てる必要はないと申しましたのは、尿尿処理施設そのものが不必要ということではございませんで、おそらくは人口の移動とかその他の条件でもって、尿尿処理施設そのものの需要が多少は存続するであろうと思ひますが、これはあらためて長期の整備計画あるいは緊急問題として処理していくということではなくて、いわば通常の行政として考えていけば対応できるのではないかと、かように申し上げたわけでございます。

○竹内委員 それではまたごみのほうへ戻りまして、ごみの収集、運搬の問題について、一、二お尋ねをいたしたいと思います。

今日、大都市の道路の交通渋滞は、あらゆる輸送車に影響を与えているわけですが、ごみ収集作業もその例外じゃなくて、大都市におきましては、年々そういう収集の車両の回転率が下がる、能率が下がる、こういうことであります。一般にごみ収集車の行動半径は、六キロ以内が理想とされているわけですが、ごみ処理場や焼却場の設置というものは、必ずしもそういう理想的にはいきにくい。しばしば地元住民の反対を招くケースが多いわけでございます。そういったプラントというものは、ますます郊外へ追いやられる傾向にあります。

そこで、ごみ収集、運搬についてひとつ思い切った発想の転換をすべきではないか。交通の激しいところで、しかもまた作業をするのに危険なそういう昼間にごみ収集、運搬をやることにこだわっておつては、ますます能率は低下する一方であろう。また、ごみ処理費の中の七五％が今日でも収集、運搬に使われているわけですが、ますますそういうペーステンテージも高まっていくだろう。

こういうことを考えますと、思い切つて夜間の収集しないしは早朝の収集ということを考えていく必要があるのじゃないか。また、厚生省としては、ひとつそういう面から、一挙にというは無理でございまいしうけれども、たとえば交通渋滞が激しいところ、あるいは作業に危険が予想される地域、あるいは繁華街、こういった地域については、夜間収集ないし早朝収集ということを、厚生省がむしろ積極的に指導、奨励すべきではないか、このように私は考えます。この点についての御意見をまず承りたいと思ひます。

○浦田政府委員 御指摘のように、現在ごみの処理で一番の隘路になっておりますのは、収集、運搬の問題であらうと思ひます。だんだんに焼却処理施設あるいは埋め立て地までの距離が延びていく、また交通渋滞が激しくなる、あるいはまたプラスチック等のかさばるごみがふえるといったこと等々が原因になりまして、いままではたとえ一日三回往復できたのに、それが二回しかできなくなるといふようなことで、非常に運搬の能率は落ちております。

これらにつきましては、一つの方法といたしましては、確かに、諸外国などに見られますように、早朝あるいは深夜の収集、運搬ということが考えられると思ひます。これにつきましては、実はそれに切りかえるためには、いろいろな条件がございまして、たとえば遠くから通ってくる従業員に對しての宿舍の整備その他いろいろの労働条件上の問題もございまして、各都市とも研究しながらなかなか容易に実施できないというのが実情だろうと思ひます。

もう一つの問題は、やはりこれもいま先生のはうから御指摘のように、収集方式について、たとえばコンテナ方式あるいは中継方式というものをとつて、システム化して効率的にやるといふ問題があると思ひます。これにつきましても、私どもは現在調査費を特に出しまして、これらの具体的な早急な解決ということについて、いま調査研究を進めているところでございます。一つの例とい

たしましては、川崎市あたりでは、すでにかなり成功しているという先例もございまして、これを参考にしながら、先生のおっしゃる通りに、早朝あるいは深夜の収集、あるいは収集方法の効率化というものについては、なお検討を進めて、早く具体案を得たいと思つております。

○竹内委員 私が調べたところでも、たとえば岡崎市というのは本格的に夜間収集をやっております。作業の開始時間が午後十時、翌朝の午前六時四十五分まで行動する。しかもこれはきわめて成功しているというぐあいに私も聞いております。確かに御指摘のように、夜間収集ないし早朝収集をやるといふことになりまして、労務管理上のいろいろな問題が生ずる。いまお話のように、実際に上乗りをする作業員が遠い場所から通つてこなければならぬ、その宿舍の問題をどうするか、こういう例がございまして、まさにこの種の問題こそは、最近はやりの職住接近を考えるべきケースではないか。処理場の近辺にそういう宿舍を設ける、場合によっては下が車庫であり、上が住宅であるというケースも考え得るのじゃないかと思ひますので、ひとつ積極的な御検討をされることを要望しまして、次の問題に移りたいと思ひるのであります。

次の問題は、実はすでに局長からお話があったのでございまして、中継基地をやはり相当システム的にこれから考えていく必要があるだろう、こういうことでございまして。さつきも触れましたように、なかなか適当な土地、場所が確保できない。したがって、そういう処理場はどうしても郊外へ追いやられる傾向があります。そうしますと、運搬についていろいろとむずかしい問題が出てくる。しかも、大型の車を使えば能率的であるかもしれないけれども、ごみの収集の性質上、かなり路地裏まで入るといふことになると、大型車というものも思うにまかせない。そうすると、小型で収集して、ある地点においてコンテナ方式なり、カートリッジ方式で大型車に積みかえて運搬をせざるを得ない、こういう事情もあつますが、と同

時に、日本のごみの特徴の一つとして、見かけが大きいというか、かさが非常に大きいということがあるわけがございます。

ですから、そういう中継地点というものは、単にそういう積みかえ場所として考えるのじゃなくて、いっそこそこで思い切って圧縮、破碎をしてしまおうという、そういう中継地点というものをこれから進めていく必要があるんじゃないか。大都市におけるほど私はそういう必要性が大いにあると、感ずるのでございますけれども、この点についての当局の見解はいかがでございますか。

○蒲田政府委員 今度の計画におきましても、破碎圧縮等、計画の中身として考えておるわけでございますが、その具体的な設置場所等につきましては、いま先生の御意見も入れまして、一番有効に使われる場所、たとえば大都市における中継地帯というようなものを設置場所の対象として考えてまいりたいと考えております。

○竹内委員 ニューヨークの環境総局長をやっている方にクレッチマー氏という方がおられることは、おそろしく局長は御存じだろうと思ひます。ニューヨークのこういう廃棄物処理の問題について、たいへん御活躍しておられる方でありまして、この方はかつて日本を訪問したこともありまして、日本の廃棄物処理施設について若干の意見を述べております。

私、きょうそのクレッチマー氏が戒能通孝さんに述べた意見を要約したものをここに持ってきてまいりました。そして私が非常にクレッチマー氏あたりから興味ある指摘があると思つておるものは、いわゆるごみの処理場と下水処理場というものの設置というものは、いままでは少なくとも全くばらばらに考えてこられた。しかし今後は、ごみの処理場と下水処理場は離すべきでなくて、両者を一体に建設をし、なおかつこの周辺を公園化する、緑の広場にもする、こういう構想を進めるならば、地域住民もそんなに反対もないだろう、また計画遂行の上でもそういう方式のほうがはるかに有効ではないか。たとえばごみの処理場から出てくる

熱の利用ということも考えられるのじゃないか。こういう指摘をしておりますが、私もこれはたいへん有益な示唆であると思ひますが、こういう点については、厚生省のほうにおいて御検討されておりますかどうか。

○蒲田政府委員 クレッチマー局長の意見はなかなか経験に基づいた卓見だと思ひます。たしか御指摘のように、東京都におきましても、廃棄物処理施設の用地という問題が一つのネックになっておるわけでございますが、これが下水道の終末処理場と一緒に整備するという場合には、問題がそれだけ少なくなるということでは非常にいいアイデアだと思ひます。現実の問題といたしまして、いままでそういったような有機的な相互の関連ということが実は行なわれていなかったのも事実だと思ひます。

したがいまして、下水道の終末処理場なら終末処理場を設置するということに、かなり大きな土地の問題、地域住民のいろいろな反対の陳情等が起つて必ずしも容易には進んでおりません。そのような事実も私も十分承知しております。下水道終末処理場と一緒にする、あるいは場合によりましてはあきんど、公園緑地と申ししますか、こういったようなものとの関連を十分に考えまして、広大な土地をできるだけ——これもやはり先行取得ということになろうかと思ひますが、先行取得していくということと、関係各省といま土地問題について協議を進めておるところでございます。

○竹内委員 いま関係各省と土地問題について協議を進めるといふことでございまして、その協議の結果に私は期待をしたいと思ひます。そこで、この際にあわせて伺つておきたいのでございますが、確かにこの種の施設の設置には広大な土地を必要とするわけでございますが、実はそういう施設を設置する際の処理能力というものを、これまた将来にわたつて十分見込んでおく必要があるだろうと思ひます。事務当局の説明によりますと、現在でもそういった予算補助にあたつ

ては、今後五年間の人口の移動の予想、それから出るごみの量、こういう推定のもとに一つの補助基準を考えていく、こういうぐあいに何つておりますが、一へんこの種の施設を設置いたしまして、さあ能力が不足したから、これを拡大するといつても、現実にはなかなか容易じゃないだろう。

したがって、そういった将来予測というものを、単に五年に限定せず、最低十年くらいの子孫のものに、したがって現在では余裕ある能力としての施設であつても、将来を見越せば、それくらいは用意しておかなければならぬというくらいに、施設の能力といふ設計をして、それに対する補助をしていく、こういう仕組みがぜひとも望ましいと思ふのであります。この点、特にさいふのひもを握っている大蔵省あたりには十分御理解を願わなければならぬ点でありますので、ひとつ主計官から見解を聞かせてほしいと思ひます。

○渡部説明員 ただいまの問題は実施計画の問題でございます。おっしゃる通りに、今後の将来予測を十分立てまして、できる限り長期的な見通しを立てた施設をつくるという必要があると思ひます。現在の運用は、先生御指摘ございましたように、五年先というところを見越してやつておるわけでございますが、これをもっと先まで延ばした将来予測を立てて施設をつくるというふうなことにしたほうがいいのじゃないかという御指摘でございます。

この点につきましては、厚生当局も十分実施計画の面で検討していただきたいと思います。問題は、そういう長期的な見通しを立てる必要があるという要請と、もう一つは、差し迫つた緊急な施設をつくつてほしいという要望とが、いわばからみ合つておるわけでございます。全体の財源をどういうぐあいに配分していくかということに、いわゆる緊急性、将来の長期的な見通しというものをからみ合わせながら、できる限り実情に合った措置を講じていくことであらうかと思ひますが、御指摘の点につきましては、十分検討してまいりたいと思ひます。

○竹内委員 最近廃棄物の中で、にわかにやましくなりました、至急に対策を講ずる必要があると思われるものに、あきびん、あきびんの問題がございます。

家庭から出るごみの中で不燃物の代表は、この種のあきびん、あきびんでございます。あきびんについては、ビールとか牛乳、サイダーの場合は、大部分が販売店を通じて回収ルートに乗るわけでありまして、ケチャップとか、あるいは食用油、こういったもののあきびんとか雑多なガラスびんは、なかなか回収ルートに乗りにくいわけですが、なかなかあきびん、たとえばビールであるとかコーラ類、この種のあきびんというのは、現在ではほとんど家庭から回収ルートにごみとして捨てられてしまふ。ほとんど回収ルートは現在のところでは考えられないわけでありまして、あきびんやあきびんというものの、特にあきびんの場合には重量があつて、ごみの量の増加にも大きな影響を及ぼしてゐるわけでありまして、

そこで農林省において、新聞の報ずるところによりますと、最近このあきびんの問題に気がつかれました。関係業界といろいろとお話し合いを始めたらしいようですが、もしその辺の事情がおわかりでしたら、まず御説明いただきたいと思ひます。

○志村説明員 御質問の件でございますが、やはり公害につながるかんの問題は、重要な問題でございます。しかも本年は、特に食品関係の大メーカーで清涼飲料、要するに炭酸ガス入りのかん入りの飲料に進出をいたす業者が非常に多いものでございまして、十五億本程度になるのではないかとこれはほうつておいたら容易なことではないといふことで、各メーカーを呼びまして、と申しましたも、特にコカ・コーラ・ポトラーズ協会、それからビールの協会、それからペプシの協会、これらの連中を呼びまして、五月の十五日でございまして、一体どういふ姿勢で対応するようないふことになつてゐるのか、それから今後どう考えていくのかというところで事情聴取をいたすとともに、メーカーの自主的な処理対策というものについ





の分布の状況とかいうものをからみ合わせながら、かなりこまかく現地に即した方針を出しながら農民を指導していく必要があるんじゃないか。県内を数ブロックに分けて、この指導事業を強力に進めていきたいということを考えておりまして、これらを今後なお積み重ねてまいりたい、こういう考えを持っておるわけでございます。

○竹内委員 御説明によりまして大体事情は了解いたしました。農林省の長期見通しによっても、豚の飼養は昭和五十二年には千五百万頭という予測のようでございます。これは十年前の四十二年に比較いたしますと実に二・七倍の大きな頭数になるわけで、したがって、そこから排出されるふん尿の量もまた膨大なものがあるわけでございまして、ぜひ、いま御説明にあったような、いろいろな対策を総合的にかつ強力に、予算の補助の面だとか融資の面でも、さらに積極的に進められんことを希望しておきます。

なお、家畜ふん尿について、もう少しお尋ねしたい点もありますが、時間が迫りましたので、これでとどめておきます。—— けつこうでございませう。

そこで、産業廃棄物の問題の第二として、プラスチックの問題を取り上げたわけでございませう。おそらく、プラスチックの問題については、このあとの同僚委員からいろいろ有益な質疑、御指摘があるかと思っておりますので、私はプラスチックの問題のごく一部だけお尋ねしたいと思っております。

それは、今日われわれの身の回り品、台所用品などほとんどプラスチック製品が使われておる。そういう意味では生活の利便としましてことに大きいものがあるわけでございませうが、同時に、廃棄物として見た場合に、まことに始末に困るやつかいものも、このプラスチックであるということ、すでに御承知のとおりでございます。

そこで考えられますことは、プラスチックが便利だから、こういうことで何もかもプラスチックの使用を許していいものかどうかという点でござ

います。なかなか一度使ったら、それっきりだ、使い捨てがはつきりしているようなもの、たとえば包装材料のようなもの、この種のものについては、もうプラスチック製品は禁止すべきではないか、こういう意見があります。また現に地域住民運動の一つとして、そういったプラスチック容器をやっている婦人団体もあるわけでございませう。私もやはり使用期間の短い製品をプラスチックにすべきじゃない、そういうものはやはり禁止をしてもしかるべきものではないかと思っております。この点についての見解はいかがでしようか。

○蒲田政府委員 プラスチックにつきましては、無制限な使用ということ、これは一つは環境汚染の問題、一つは緊急に整備しなければならぬ都市の清掃事業、あるいはいま御審議願っております廃棄物処理施設の整備という観点から見ましても、やはりある程度の制限は考えたほうがいいのじゃないかというところで、その使用の向き向きによりましてプラスチックを充てることを規制する、あるいは自粛願っているところ、しかし、すでにある程度やっているとあります。しかしながら、これを法律的に規制するというところでなく、やはり使用者の方、あるいはさらに企業者のサイドで良識をもってまずやっていたかどうかということに、いま主力を注いでおるわけでございませう。

御承知のように、一部の牛乳びんなどにつきましては、ワンウェイシステムということにつきましては、これを取りやめさせまして、必ず事業者の責任で回収するというところで、資源の有効利用と、もう一つは清掃事業に対する過大な負担というものの増大を防いでいるところでございます。また包装につきましても、できるだけ簡易な包装で済ませるということ、関係の業界等にも申し入れをいたしました。また関係の省庁もその旨同調していただきました。また関係の運動の進展を見ているところでございませう。これらの全般的な運動の動き、その効果を見ながら、さらに

どのような措置を進めていくかということについては、検討を進めていきたいと考えております。

○竹内委員 まあプラスチックの使用禁止の問題については、いきなり法律ではなくて、まず行政指導をやっていくんだ、こういう御答弁でございませうが、しかし私は、早晩そういうような使用禁止、製造禁止を考えなければならぬ事態がやってくるのじゃないかというふうな、こういう懸念を持つものでございませう。

もう一つ、プラスチック使用で一つの例を申し上げたいのでございますが、いわゆる廃品回収業者、俗にくず屋さんと申しますか、くず屋さんは、今日は、私どもの家庭から出る古雑誌は残念ながら引き受けてくださいません。なぜかと申しますと、この雑誌の背とじに使っている接着剤にプラスチックが入っている。それが再生紙工場にそのまま送られますと、再生紙の製造工程にいろいろな悪影響が出るということで、再生メーカーのほうから引き受けない、こういう事情から、くず屋さんのほうでは古雑誌は引き受けない。どうしてもおっしゃれば、むしろ逆にお金をちょうだいしますと、こういうような事態になっているわけでありませう。

古雑誌の、そういう背とじに接着剤を使っておくことは、そういうくず屋に古雑誌を回収ルートに乗せることは、やばんでおるわけでございませうが、この種のものは、やはりそういうような背とじにはプラスチックの使用を禁止するということになるれば、古雑誌は相当な部分回収ルートに乗り得るわけでありまして、この点なんかは早急にお考えになっていいんじゃないかと私は思うのでございませうが、何かこの点について厚生省のほうで研究されておりますか。

○蒲田政府委員 古雑誌の例でお尋ねでございませうが、私もやはり廃棄物処理法の第三条で定められております、いわば事業者の責任と申しますか、そういうふうなものが根拠としては、これは精神的規定でございませうけれども、あると思はれます。したがって、個々の問題につきまし

て、やはりこの三条の理念を生かしながら、強力な行政指導で対応し得るものかと考えておりますが、プラスチックがどういったところに使われているかということにつきましては、通産省のほうにもお尋ねいたしまして、いろいろこの実態については調査しております。

古雑誌の背とじという点については、私具體的にはちょっと存じておりませんが、御指摘の点でございませうので、私もさっそく対象として取り上げ、実態について特別調査をしてみたいと考えております。

○竹内委員 ぜひひとつ、その点は御検討を進めていただきたいと思います。

ところで、もう一つプラスチック廃棄物で問題になりますのは、農業用に使用されているプラスチックの問題があるわけでございませう。関谷課長にお越しいただいておるかと思いますが、さつそくお尋ねいたします。

現在農業用にこういったプラスチック製品はどの程度使われておりますか。まずその点、数字がありましたら御教示願いたいと思ひます。

○関谷説明員 お尋ねのプラスチックの中で農業用に使われているものにつきましては、これはいろいろな形態がございまして、一番量的に多いものは、御承知のように施設園芸の関係でハウスに使われますプラスチックフィルムでございませう。これは塩化ビニールとポリエチレンと両方ございませうが、大体年間合わせまして十万吨程度と推定されております。

このほかに、広い意味でプラスチック類ということになりますと、御承知のように、たとえば施設園芸の配管類に使われております硬質の塩化ビニールのパイプもプラスチックでございまして、そういうものを合わせますと、これも推定でございませうが、おおよそ十万吨程度あると考えられます。前者的ほうの比較的短期間に廃棄されますフィルムとの関係、こちらのほうは問題にならうかと思ひます。

○竹内委員 それでは、現在のそういう約十万吨のフィルムに主として使用されておりますが、いわゆる耐用年数が来て廃棄になった場合の処分状況はどうなっておりますか。

○関谷説明員 現在までのところは、ビニール類は比較的耐用年数が短うございまして、ポリエチレンの関係でありますと一年ないし二年くらい、塩化ビニールの場合にも大体同様ということで、十万吨そのままでございせんけれども、七万吨から八万吨程度のものが年間廃棄されておるのである、こういうふうな推定をされます。

現状は、御承知のように処理体制がまだ十分ございせんので、農家で普通のごみ処理、あるいは農家の圃場のそばに堆積されておる、こういうような状況でございせんけれども、集約的な産地ではだんだん処理体制についても問題になってまいりまして、ごく一部の産地では処理施設を設置して、たとえばこれを溶かしまして建設資材、くとかみぞ類、U字溝とか、こういうものに使うような処理体制をつくっております。

こういう関係でございせんが、今後施設園芸が相当集約的な産地に出てまいりますので、農林省といたしまして、四十七年度から補助事業を仕組みまして、この廃棄プラスチック類の処理体制を確立したい、こう考えております。

○竹内委員 時間、あまり論議がでないのが残念ですが、処理体制の早急確立を強く要望しまして、最後にいわゆる廃品回収業、これは法律の用語で言うと再生資源利用業者というのですか、この点について伺いたいと思ひます。

これも時間がないので長々前置きを述べざるはやめまして、現在そういう業者は全国にどれくらいあるのか、まずその点を数字でひとつ……。

○栗原説明員 再生資源取り扱い業者の数でございせんけれども、四十五年の資料によりますと、全国で一万一千六百人という数字になっております。

○竹内委員 私想像いたしますに、約一万一千六百の業者の方々の経営内容が実は容易じゃないだ

ろう、こう思うわけでありまして。労働力不足とか賃金の高騰とか、あるいはまたせっかく集めたそういうものをメーカーが引き受けないような条件が出てくるとか、容易ならぬ状況にあるうかと思ひのであります。しかしながら私は、この業者が廃棄物処理の上において果たしている役割りは決して軽視はできない。今後ますますその業者に御審判願つて、再生利用資源の有効利用という面で御検討願わねばならぬと思ひますが、これに對して国のほうでは何か特別の援助措置は講じておるのでございせんか。

○栗原説明員 再生資源業につきましては、御指摘のように非常に中小企業が多うございまして、一人、二人というような事業者が半分近くを占めておるといふこととございせんが、特に協業化という観点で、たとえば協同組合をつくるというところで共同の処理場をつくるという場合には、これは中小企業振興事業団というところをを通じての融資という制度は利用ができるのではないかと存じておりますが、現在までのところ必ずしも協業化の体制は十分ではないというところで、利用は十分でございせん。

そのほか、最近いろいろ都市公害の問題等とも関連いたしまして、この業者のこれからのあり方の問題というところが非常に重要になってまいりますが、こういった点につきましても、今年度におきましてはいろいろ回収体制の問題でありますとか、あるいは立退き場その他のあり方といった問題を進めていきたいというように存じております。

○竹内委員 そういう協業化をする場合の融資の道があるというところでございせんが、私は税制面でも、やはり優遇の措置を講ずる必要があるんじゃないかと思ひます。いわば公害防止に協力しておる産業という観点から見まして、税制の面でも、この種の業者につきまして優遇していただかなければ、おそらくいまおっしゃった一万一千何

がしの業者は、年々数は減つていっておるのだからと思ひます。おそらくこの傾向でいきますと、もう数年を経ずしてそういうような業者自体が存

在しないという事態にもなりはしないかということ懸念します。

そういう意味で税制面での優遇ということについても、積極的に御検討をお願いしたいと思ひますが、見解はいかがですか。

○栗原説明員 私どももまだ十分に検討を進めておりませんけれども、御指摘の点につきましては、さらに調査いたしたいと思ひます。

○竹内委員 なお伺いたい点もございせんが、割り当ての時間を若干超過して恐縮でございせんので、これで終わります。

○山下(徳)委員長代理 大原亨君。

○大原委員 ただいま竹内委員のほうからごみ処理を中心としたわけでありまして、私はごみもさることながら、これはあとの同僚委員の質問にもありますから、尿尿の処理を中心に質問いたしたいと思ひます。

今度の四カ年計画による廃棄物処理施設整備計画によりますと、尿尿あるいは一般廃棄物あるいは産業廃棄物全体を通じて、四カ年で昭和五十年までに一応当面の目標を達成しよう、こういうことでありますが、それには具体的な問題を検討いたしてみますと、たくさん問題はあつたと思ひます。

そこで、端的に質問をいたしてまいりますが、建設大臣との関係であります、公共下水道の整備計画が昭和四十五年度末の実情からいいますと千八十八万人分、こういうふうになるわけでありまして、これが本計画の昭和五十年にはどういうふうになるのか。五十年に達成すべき目標の具体的な資金上あるいは国、地方自治体の責任の分担、こういう問題について、ひとつ具体的に回答をいただきたいと思います。

○浦田政府委員 五十年におきます尿尿処理場は、下水道を含めまして、まず全国の総人口を一億一千八十八万人と想定いたしまして、計画処理区域の人口は一億四百九十三万人を想定しております。このうち水洗便所の人口は四千三百六十八万人、公共下水道による処理は三千六十八万人、地域尿尿

処理施設によりますものは三百四十八万人、尿尿浄化槽によりますものは九百九十六万人という状況になります。

○大原委員 そこで、いまお話がありました公共下水道の終末処理を含む建設計画で、昭和五十年度末の目標は、いまお答えになりましたように、三千六十八万人であります。これは地域的に、具体的に、うわけでありまして、これは地域的に、具体的に、あと瀬戸内海の問題で私は議論をしようと思ひますが、これはどういふふうな資金計画と、それから国、自治体のそういう責任分担でやるのか、これは建設省でありますかね。

○升本説明員 ただいまおたのしの公共下水道の整備に要する事業費でございせんが、御承知のように、下水道につきましては第三次五カ年計画を昨年御決定いただきました、総額二兆六千億円をもつていただいております。御質問の整備を進めてまいりたいと考えております。

二兆六千億の資金でございせんけれども、公共下水道につきましては、御承知のように、国庫の補助率が十分の四ということになっておりまして、残りの資金につきましては、地方債起債あるいは自治体の一般市費等を投入して整備してまいり予定をいたしております。

○大原委員 これは下水道整備緊急措置法に基づき五カ年計画であります、その五カ年計画は、いまは進行中でありまして、これはいまの一千九百から簡単にいえば三千万に確実に処理能力を実現ができる、こういうことであります。これができないと、他のほうに全部影響するわけですね。総合計画は全部尿尿の議論しておるやつは影響するわけですから……。これはきちっとできるのですか。

○升本説明員 五カ年計画の完遂が期待できるかという御質問だろうと存じますけれども、四十六年度末の整備状況で申しますと、整備面積で申しまして全国市街地にいたしまして二五%おおむね整備いたしております。これを五カ年計画の最終年度でございせん五十年年度末におきましては三



八%まで整備いたすという予定にいたしております。ただいままでの進行状況、四十七年度の予算を含めまして今後おおむね順調に五十年年度の目標を達成し得るというふうに考えております。

この五十年年度の三八%の市街地域の整備が終わりますと、たゞいまお話しした処理能力は、当然その時点で完済できるといふふうに考えております。

○大原委員 それでは、私は、これから時間をなにするためにも、こういう廃棄物の処理計画を立てて、そしてその立てた目的を具体的に達成できるかどうかという議論の一つといたしまして、瀬戸内海の汚染の問題があるわけですね。瀬戸内海の関係十一県の公共下水道の計画あるいは終末処理の計画、尿処理の計画あるいは産業廃棄物処理の計画、こういうものがこの五十年計画に基づいてどのように進んでいくかということ、これがどのような実効をあげることができかねるか、こういうことであります。そういう具体的な問題を通じまして、この計画がほんとうに実りのあるものであるかどうかということを検証するということか、議論して、問題がどこにあるかということを示明かにすることが私は大切であろう、こう思っています、そこにひとつ論点を集中しながら、そういう具体的な問題の中で一般的な問題を議論いたしたい、こういうふうに思うわけでありまして。

私もしばしばいろいろなところで瀬戸内海の汚染の問題を議論いたしてまいりました。いまのままでありますから、いまでもそうですが、瀬戸内海は俗に言う死の海になっている、こういうふうな言いわけですが、その一番大きな原因は、最近ニュース等で出ておりますが、赤潮の問題であります。赤潮については、社労においても、公害特別委員会でも、予算委員会でも議論いたしました。が、窒素と磷であります。NとPの関係で赤潮が発生するといふふうにいわれております。きょうは科学技術庁にも出席いただいておりますが、これは言うなれば、尿尿の処理、それから廃棄物、廃棄物の中では一般廃棄物はもちろんですが、産

業廃棄物の問題との関係であるし、あるいは工場排水の関係であります。したがって、私は、まず科学技術庁に、これはなかなかいろいろな考え方があるわけですが、赤潮とは何かということとを簡単に一回やっていたきたい。

それから赤潮の問題を処理するためには、どうしたらいいのか、赤潮による魚の汚染や、これが進んでいけば決定的な死の海になる。これに対する具体的な対策について、科学技術庁は一つの結論を持っておるかどうか、こういう二つの点について、まずお答えいただきたい。

○石渡説明員 お答え申し上げます。まず、赤潮の問題に対しまして科学技術庁の担当でございますが、昭和四十二年度からでございます。四十二年、四十三年度、四十四年度と三年間にわたりまして赤潮の調査を行なったわけでございます。

それで、まずお尋ねの赤潮の原因でございます。特定の湾のような、潮が閉鎖的になっておる湾、そういう水域におきまして、適当な栄養塩類、すなわち工場排水あるいは下水等が蓄積いたしまして、またそういう状況のもとに、台風あるいは一時的な降雨といったような現象で陸水が流入するという現象が起きました場合に、非常に赤潮が起きやすいという結果が得られております。一言で申しますれば、窒素及び磷が異常に海域に蓄積した場合に赤潮の発生が起るということでございます。

なお、本研究につきましては、昨年度から三カ年計画で新たに環境庁にその総合研究の仕事が移りまして、現在環境庁において赤潮の研究が続行されておる次第でございます。

○大原委員 環境庁から御答弁いただきたい。○岡安政府委員 赤潮の問題は、先ほど科学技術庁からお話ございましたとおり、四十二年から四十四年まで第一次の調査が行なわれまして、その結果基本的には窒素、磷が基盤になるといふことが明らかになったわけですが、さらにそれに加えて、赤潮の発生のためには誘因物

質並びに誘因というものが働くということも大体明らかになっておるわけでございます。ただ誘因物質なり誘因につきましては、まだ必ずしも具体的にどういふものであるかということが明らかでない点もございますので、四十六年から三カ年計画をもちまして、さらに各省庁の御協力を得まして、現在調査を進めておるわけでございます。

そこで、私もそういう調査と並行いたしまして、対策として考えておりますのは、とりあえずは、やはり窒素、磷の除去でございますけれども、この点につきましては、まだ具体的にそれを除去する方策というものが確立しておらないわけでございます。下水道におきましても、現在建設省におきまして三次処理というものを研究しておりますけれども、まだ実際にこれを実施するという段階に至っておりません。やはりこの研究を進めていたしまして、できるだけ早く下水道計画の中に取り入れていたしまして、これを実施するということ、家庭排水並びに工業排水等につきましても、磷なり窒素を除去する有力な手段であるというふうなことは実を考えております。それから誘因物質なり誘因等がある程度明らかになりますと、今度は予防ということもある程度できるようになるのではなからうかというふうに考えております。それらの研究もできるだけ続けてまいりたいと考えております。

それから具体的には、やはり直接的に尿尿の投棄が瀬戸内海に行なわれております。現在一日当たり約三千キロリットル内外のものが投棄をされておるわけでございますけれども、これをできるだけ早くやめる。特に交換性の悪い内海におきまして尿尿投棄をやめるといふことは、これは厚生省とも相談をいたしまして、その方向で検討をいたしておるというのが現在の状況でございます。

○大原委員 そこで、たとえば一定の——いまの赤潮の議論はNとPとの関係であるといふことぐらいはわかっておって、どういふ誘因で赤潮が発生するか。この異常発生というものが異常発生でなくなつて、季節的にも地域的にも普遍化してい

る。そうしてついに富栄養化が進んでいくならば、低級魚を中心にして高級魚に漸次拡大するけれども、魚が住まなくなる。魚が住めないような状況が瀬戸内海に現出する。そこで、新全総によりまして、国の生産の約三分の一が集まる、人口が三分の一が集まる、こういうことがいわれておるわけでございます。

そこで、私はこの廃棄物の処理計画との関係において議論を——全体的な議論はまた別のところとするとして、廃棄物の処理との関係で議論を進めていきたいと思います。そうすると、いまの公共下水道の普及率は瀬戸内海においては、昭和五十年末にはどういふふうに達成できるのか、そういう計画と、それから実際上の見通しについて、ひとつまずお答えいただきたいと思

います。○升本説明員 瀬戸内海関係の十一府県におきまして下水道の普及の現状並びに五十年末の状況を申し上げますと、四十五年末現在で普及率二四・三%でございますが、これが五十年末の目標といたしましては四〇・九%ということを目標といたしております。この目標も先ほど申し上げましたように五十年計画の一環でございますので、私どもといたしましては、現在の状況をさらに推進いたしますことによりまして完済できるといふふうに考えております。

○大原委員 その二四・三%の普及率を昭和五十年には四〇・九%まで引き上げるんだ、こういうことであります。しかし、実際に人口の移動があり、工場が立地をするというスピードがきわめて早く重化学工業化を中心に行なわれておる瀬戸内海の周辺の都道府県について私どもが表をいろいろ分析をいたしてみますと、いままでの大阪、兵庫等は大都市があり、人口が集中しているから、普及率が高いといふことは当然のことなわけです。たとえば五十年度末に知歌山県は九・八%ではないか、山口県は一九・九%ではないか、あるいは愛媛県は二〇・〇%ではないか、大分県は一

九・九%であるといふように、高いところは大阪

が五一・六％、兵庫は五四・八％、その中間的なところが香川県の二九・七％、広島県が二七・四％というのですが、私はそういう重化学工業化で人間が集まる、工場が集まる、そういうことと関連をして、画一的な、あるいは全国全体を見ないで、瀬戸内海だけにやるということではないが、瀬戸内海の計画はどうする、あるいは各都道府県のアンバランスはどうする、こういうふうなきめのこまかい、そういう計画を重点的に、計画的にやるべきではないか。これは他の問題が関係いたしますが、公共下水道だけの問題について言うならば、そういう面においては、あまりにも機械的ではないか、こういう思いが、いかかでしょうか。

○升本説明員 御指摘のように、府県によりまして五十年末の目標値にだいぶ相違がございます。これは一つは四十五年末現在における整備状況にたいへん格差があるということも一つの原因かと思ひます。私も、瀬戸内海に限らずでございますけれども、瀬戸内海におきましても、各水城ごとに定められております環境基準の達成をはかるように、事業の進行状況を環境基準の達成目標に合わせて推進していくということから計画的に積み上げて、その実現を期したいというふうに考えておる次第でございます。

○大原委員 いまの点は、環境基準達成を目標にしながら達成率を考へるような予算の盛り方をしたい、これは現在実際にやっておるわけですね。

○升本説明員 はい。

○大原委員 この公共下水道による昭和五十年までに四〇・九％の処理目標を立てて、年次計画を立てておるわけですが、これによって尿尿の処理率がどれだけのなる、それ以外の処理方法はどうなるのか、こういう具体的な問題についてお答えできれば、どなたからでもよろしいからお答えいただきたいと思います。

○瀬田政府委員 昭和五十年末の目標といたしましては、昭和四十五年が七九％の衛生処理率でございますが、一〇〇％になるように施設整備をはかつていくということになっております。

なお瀬戸内海につきましては、施設整備とは別に緊急な問題でございまして、昭和四十八年から瀬戸内への投棄は禁止するという方向で処してまいりたいというふうに考えております。

○大原委員 政府の提案の資料によりますと、尿尿の処理については五十年までに、いまのお話のように衛生的な処理率を一〇〇％にしたい。いろいろの方法、幾つかの方法によってやっていく、こういうことであります。そこで、その公共下水道による処理の方法もその一つである、こういうことであります。特に尿尿投棄を、尿尿を海洋に投棄したり、山林への投棄をするわけであり、これを昭和五十年末までにゼロにしたい、海洋投棄と山林への投入はゼロにしたい、という目標ですね。ただし、いまお答えのように、瀬戸内海には昭和四十八年からは、なまの尿尿を直接投棄はしない、こういうことなんでしょうが、厚生大臣が権限を持つておったと思うのですが、厚生大臣がこの地域には投棄してもよろしい。禁止区域を置いておいて、禁止区域外でありましたら投棄をするということだったので、これは環境庁の長官に移ったわけですね。その昭和四十八年からやるとすれば、瀬戸内海において、そういう瀬戸内海の尿尿をどこへは投棄してはいけない、全面的に禁止をする、そういう措置で禁止しただけではだめだから、公共下水道その他の施設が並行していっておるわけじゃないから、それをどこかで投棄しなければならぬということになる。どこかで処理しなければならぬということになる。最終処理ができなければ、衛生的な処理ができなければ、投棄しなければいけませんから、これは出るのはいいもので、ところからわざだから、出ていくわけでありまして、

ですから、問題はそういう従来厚生大臣が持つておった尿尿の投棄についての禁止措置について、環境庁は四十八年から投棄を禁止するわけだけれども、具体的にはどのような手段で、いつごろ、どのような措置をとるのか、これを一点伺いたい。

○岡安政府委員 ちょっと申し上げますと、尿尿の海洋投棄の権限が環境庁に移ったというお話がございましたけれども、正確に申し上げますと、尿尿の処理一般につきましては、これは厚生大臣が今後ともおやりになるわけでございます。環境庁といたしまして関係いたしますのは、これを海洋に投棄をする場合に、海洋投棄が許容される区域並びに投棄の方法等につきまして、海洋汚染防止法の政令によってこれを明らかにするということが環境庁の仕事というふうになっているわけでございます。

この点につきましては、ことしの六月二十五日から海洋汚染防止法が施行されますので、それまでに政令によりまして、尿尿も含めまして廃棄物一般の海洋投棄が許される範囲並びに方法を明らかにいたしたい、というふうに実は考えております。現在の考え方は、三月に、中央公害対策審議会から海洋汚染防止法に基づきます政令のおもな内容につきまして答申がございましたので、その線に沿いまして現在作業をいたしておりますが、尿尿につきましては、これは海洋において還元をされるというような種類の物質でございますので、その特性によりまして、原則は距岸五十海里以遠の黒潮に乗っけるというような投棄方法というのを私も私どもは考へておるわけでございます。

ただ、御承知のとおり海洋への投棄の実態は、そんな遠いところでないところ、現在投棄をされておりますし、また陸上処理につきましても、これは年次計画をもちまして五十年末までに一〇〇％の陸上処理ということになるわけでございますので、その間におきましては、若干の経過措置は設けざるを得ないというふうに実は考へておりますけれども、原則は距岸五十海里以遠の海洋に投棄するということを環境庁としては実は考へております。

○大原委員 これはどここの権限になるのですか。昭和四十八年以降は、瀬戸内海におけるなまの尿尿の投棄はあり得ない、こういうことであります。

たが、いまの御答弁は少し違っておるように思うのです。経過措置というのは、どういうことですか。

○岡安政府委員 申し上げますように、尿尿につきまして原則として海洋へ投棄する場合には距岸五十海里以遠でなければならぬというふうになります。そういったしますと、当然瀬戸内海はあからゆる岸から五十海里より近いわけでございますので、瀬戸内海の投棄は禁止をされるということになるわけでございます。

ただ、先ほど申し上げましたとおり、直ちにすべての市町村におきまして尿尿の処理にあたりまして、海洋へ投棄する場合に五十海里より遠くへ持つていくということが不可能な場合がございまして、経過措置には五十海里より近いところでも投棄を認めざるを得ない、実は考へております。ただ瀬戸内海につきましては、四十八年度以降におきましては、これは瀬戸内海は絶対に海洋投棄を認めない、というつもりをもって、経過措置においてもそういうことを明らかにしたい、これは考へておる次第でございます。

○大原委員 そういう経過措置を含め、あるいは瀬戸内海の特殊な措置を含めたそういう投棄についての規制措置の基準を定める政令ですね、これはいつつくるのですか。

○岡安政府委員 先ほど申し上げましたとおり、海洋汚染防止法が六月二十五日から施行になりますので、それまでにつくりたい、ということ、現在作業を進めておる次第でございます。

○大原委員 そういたしますと、昭和五十年までには本計画によりまして衛生的な処理率が一〇〇％になる。それまでの年でありまして、それまでは尿尿の投棄を各市町村が、これは責任を持つてやっておるわけでありまして、市町村がばらばらになまの尿尿を海洋投棄をしておった、瀬戸内海に投棄をしておった。

これは海上保安庁見えてくるから、その状況について時間があれば聞きたいけれども、禁止区域内にも投棄をしておった。夜なんかは海岸へ出た

ら、すぐ投棄した。船の底でやって、投棄している。こういうことがたくさんある。こういうことがいろいろの汚染の一つの大きな原因になっている。水泳なんかは全然できない、こういうような状況なんですね。

そこでその間黒潮に乗せるといえば四国の沖へ持っていかねければならぬことになる。そうすると、小さな市町村が全部これを責任を持って、そういう政令は六月の末にはつくる。政令をつくと、それ以降において完全な処理能力が達成できる五十年までは、経過的に外へ持っていかねければならぬ。これについて予算上の裏づけや監督上の責任を持つていけるのはどこであって、どういふうな措置をとるのか、こういうことが私は問題となる。それを処理しなければ、こういう計画は机上の空論ということになる。この点について問題があるのですが、どういふふうにお考えですか。

○浦田政府委員 おそらく先生の御指摘の点は、今後問題として残るわけでございますが、いま瀬戸内関係の市町村は、私も先般もこちらのほうから係官を派遣いたしまして、お集まりいただいて、いろいろと状況も聞いております。その結果、やはり現在能力では遠くに運んでいくだけのそういった設備、結局は大型の船でございますが、こういったものが不十分である、こういうことがわかっております。したがって、私どもはやはりどうしても外海まで出ていくに十分耐えられるような大型の船を、市町村のいわば共同でもってチャーターして対応するというのを考えて指導しているわけであります。

これに対する財政的援助はどうかということでございますが、一方で尿尿の海洋投棄は原則として廃止をする。特に瀬戸内については全面禁止しようということで、特に陸上におきまして処理施設の整備を重点的に促進するというところでございまして、船舶等に対する財政的援助は特別のことは、いまのところ考えておりません。いろいろとこの辺につきましては関係省庁ともひとつ相談、

協議いたしましたして、何らかの措置がとれるかどうか検討してまいりたいと思っております。

○大原委員 この六月末に政令をつくって、それから昭和四十八年度に入ったら一切禁止する、こういうことですね。そういう場合には昭和四十八年度になってから、そういう場合には昭和五十年まで。その問題については融資その他財政上の措置をする。借金してやった場合には税金や交付税等で返していく計画が必要なのではないかと、そういう点はできておりますか。そういう裏づけをしないと、せっかく政令をつくっても、これは背に腹はかえられないから、これはもうできる範囲内で処理してしまおうということになるわけですね。これはいかがですか。

○浦田政府委員 まず第一点、昭和四十八年度、つまり昭和四十八年四月から瀬戸内における尿尿の海洋投棄は原則として全面的に禁止するというところでございます。

それから昭和五十年年度末までに、これは本計画に基づきまして陸上の処理施設、もちろん下水道の整備も含めまして、尿尿の処理が一〇〇％衛生的にできるように陸上処理施設を整備する、こういうことでございます。したがって、来年の四月から五十年年度末までの間、どこにもいまの尿尿を持っていくところがないということになりますので、大型の船が必要になります。これは新たに建造するということではなくて、チャーター方式でやっていくということを考えているわけでございます。

したがって、いまのところ、その船の建造費というものを融資あるいは補助ということは考えていないわけでございます。

○大原委員 その中にはたくさん問題があるのですが、二つぐらいの問題をしばしばお尋ねしますと、つまりそのチャーター船に対する使用料というのは上下水道の料金で払っていく、あるいは税金で払っていく、具体的にはこういうことなんですか。

○浦田政府委員 清掃事業に伴います手数料あるいは使用料といったものは、これは法律に基づきまして、地方の条例でその手数料の徴収の規定が定められております。したがって、具体的にそれはそれぞれの市町村におきましてどういふふうに対処するかというところになるかと思っております。

チャーターの料金の問題は、その事業の実態等によって、場合によっては利用者のほうから料金、手数料と申しますか、そういうものを徴収することもあり得ると思っております。

○大原委員 しかし、いままでよりも少なくとも海洋投棄は、瀬戸内海で投棄しておつたものを四国の沖へ持っていくのですから、そういったしつと、非常に金がかかる、コストがかかるのです。これは水道料金の値上げ等になるわけですね。ですから、これは瀬戸内海を、全体の計画で衛生的な処理は昭和五十年までになるというの議論としても長過ぎはせぬか、こういう問題が一つあるわけですね。その五十年まで、こういうふうなことの処理で、あとでまた問題があるわけだけれども、処理のしかたに、技術上の問題について問題があるわけだから、長過ぎないかということが一つある。

それから高知県の沖の黒潮へ瀬戸内海の沿岸のなまの尿尿を投棄する。そうすると、高知県やその他の沿岸の人あるいは太平洋の沿岸の人は、これについて私は黙っているということにはならぬと思うのです。これはかなりの、いまお話があったように、一日については何千トンの処理ですから、こういう処理には黙ってはいないと思うわけですね。そのことは処理できますか。

○浦田政府委員 関係府県の陸上処理施設を早急に整備するというところでございしますが、これはできるだけ私どももそのような方向でもって指導してまいりたいと思っております。

先ほど大型船をチャーターすることによって処理費用が多くなる、そういったものが住民の負担になるということについて何とか考えられないかというところでございますが、これはいまでも清掃

事業全般につきましては、交付税の費用の算定の中に入っております。こういった特殊なものにつきましては、さらに私は当然自治省のほうでいろいろお考えになることだと思っております。

それから確かに瀬戸内の尿尿を持っていて高知沖あるいは和歌山県の沖といったようなところで捨てるということになりますと、今度は当該県におきましていろいろの問題が生じてくることもあろうかと思っております。

しかしながら、それにつきましてはもちろん十分に現地の水産業者あるいは県御当局の間でいろいろと調整をされるように、御意見を承っていきたくと思っておりますが、根本的には先ほど環境庁のほうから御説明がありましたように、やはり陸岸に対して影響がない、また水産動物等に悪影響がないといったような方式をやっていくということは、これは最低の条件として考えてまいりたい。

今度の政令の発足に伴いまして、その点は何とか最小限の問題として努力してまいりたいというところとで対処していく考えでございます。

○大原委員 なまの尿尿を海洋に投棄する、山林に投棄するという全国的な数字が出ておるわけですね。昭和五十年にはゼロになる、こういうのが出ておるのですが、瀬戸内海の十一府県については、瀬戸内海に対して、いままで近いところへ投棄しておつたのを四十八年四月から禁止する。それで船もチャーターをして遠くのほうへ持っていき、コストもたくさんかかるだろう。そういうことかというならば、もう少しこの計画を——公共下水道の計画、終末処理の計画、こういう計画等、衛生的な処理の計画を瀬戸内海については、やっぱり重点的に早めていく、あるいは計画を是正していく、こういうことと一緒に、直接要する費用についての交付税その他の裏づけ等を含めて財政処理のしかたをしなければ、民間にチャーターするのですからね。値段を値切つたら、遠くへ持っていかないで途中で落としてしまうのです。いまだってそうですが、民間請負で夜中に船の底を抜

そういう広域の湾については同じことですが、特に瀬戸内海では水産資源の宝庫であるとか、観光資源であるとか、自然環境であるとか、あそこは重化学工業の技術革新ができるものだから、ストラップ・アンド・ビルドの典型的な政策をやっておるところですから、産業廃棄物、排水等との関係、工場排水との関係も問題になるわけですが、

○升本説明員 御承知のように三次処理につきましては、わが国だけではございませんで、世界的な研究課題になっております。アメリカにおきましては、ごく一部でございますけれども、実用化の段階に入りつつあるということとございまして、わが国におきましても、昨年来の研究の一環といたしまして、実験的な施設をつくってその効率、効果を試験中ということも一面いたしております。

てみまするに、大阪湾においてはまん中辺、それから備讃瀬戸では、捨てられるところがぼつぼつとたくさんございます。そういうところを四六時中監視するためには、どうしているかとまず申し上げますと、瀬戸内海においては、油についてもさようございますけれども、尿尿の不潔投棄の多発するところでもありますので、これらを管轄しておる第五、第六、第七の各管区海上保安本部には公害関係の監視取り締まり組織の新設、強化、それからそれに伴う人員の増強、それから実際監視取り締まりをいたしますところの

具体的に申し上げますと、海上保安庁でこれから監視取り締まりの基準をつくりまして、たとえどこの海域では航空機で何回、どういう経路、それからその海域の最も虞犯のありそうな、監視の重点を置くべき監視定点を幾つか設けて、そのところにはどういふ船をどういふふうに張りつける

かというふうな監視基準をつくってございますが、その監視基準に基づきまして、瀬戸内海で申しますと、広島航空基地で航空機が六機、そ

れから大阪の八尾が二機、計八機、それから巡視船艇は八十八隻それぞれの部署に配置しておりますが、これが先ほど申し上げましたような監視基

航空機と巡視船艇と連携いたしましたして、監視取り締まりを続けておるところでありますが、四十一年中に屎尿の不法投棄は全国的に八件検挙いたしました。

しております。そのうちいわゆる瀬戸内海は六件でございます。さように監視取り締まりの状況で申し上げますけれども、これは夜、昼監視を完了したところでございまして、引き続き二十四時間監視を継続してまいります。

全に行なうことにならねど、困難なことであり、また、  
るので、今後とも組織、施設、人員の増強につと  
めるとともに、それらの手法をさらに改善、強化  
するように努力していかなければならない、かよ

うに考えております。

○大原委員 これは実際問題は、その規制区域というものは守られていないということです、あな

た方の結論としたしましては取り締まっております。え、それとらえればいいということではないのですよ。公共団体が直接やらない限りは、これはできない。東京湾だってどこだって議論になっているところ

です。直接やらなければならない。チャーターしたり下請に出したら、できるものではない、夜昼のことですから。海上保安庁だって現場を押えな

ければ工場排水と同じことで、水質汚濁防止法と同じことで、これはできない、だめでしょう。ですから、この問題は私はもう少しそういう状況について具体的に調べて、また別の機会に議論する

それから、時間もなにかから、このことに関係をいたしまして、この計画の中では、廃棄物処理施設整備計画の中では屎尿処理施設、ごみ処理施設のほかに産業廃棄物の処理施設があるわけですが、産業廃棄物の処理施設の中で五百億円使うということなんだけれども、この中で廃油施設については幾ら使うのですか。

○浦田政府委員 廃油施設については、まだ特定した金額は計上しておりません。予備費の中から考えていきたいと思います。

○大原委員 この根拠になる法律には、廃油も一つの大きな項目に上がっているわけですね。だから五百億円というのは、産業廃棄物については、具体的にどう、あるいはこう使っていくのですか。

○浦田政府委員 産業廃棄物、実は並びにと申したほうがいいと思いますが、都市系の廃棄物の処理施設整備計画につきましては、これはいま都道府県

のほうに具体的な調査事項を明示いたしましたして、その実施計画の調査並びに具体案の樹立について指導しておるところでございます。いま具体的な

府県にすぎませんが、間もなく十県前後の県からの報告というものがあがってくるという段階でございいますので、これらを見まして、こちらとして

○大原委員 これは四百億円の予備費の中でこれ

○浦田政府委員　予備費だけではございませんで、この中に別途に計上しております五百億というのも、当然それを含むわけでございます。

○大原委員 この産業廃棄物の中の廃油の施設をし、そしてこの処理状況を監督するのはどこですか。

○浦田政府委員 全般的には厚生省でございますが、ただ船舶からの廃油は運輸省ということになっております。

○大原委員 そうすると、これは廃棄物の処理計

画、整備計画の中に入っているのですか、入っていないのですか。これは運輸省の関係だから入っていないですか。あなた予備費だと言ったでしょう。

○蒲田政府委員　したがしまして、運輸省のほうの船舶の廃油の処理設備については、計上されておりません。

○大原委員　いや、あなた予備費から出すと言ったじゃないか。何から出すんだ。

○浦田政府委員 全般的な、いまの船舶からの廃油の処理施設を除きました全般的な問題で、さらに都道府県におきまして具体的な計画案がまだで

き上がつてないところにつきましては、予備費の活用ということでございます。

○大原委員 廃棄物の処理及び清掃に関する法律で「廃棄物」とは、と書いてあります。〔一六、

粗大ごみ、燃えがら、汚でい、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のものをいう。」（こ

の中で、この計画から除外されるのは何ですか。法律に廃棄物の定義というのがあるでしょう。廃棄物処理の四カ年計画を今度つくるといふのです。

○浦田政府委員 先ほど申しました船舶廃油については、別に法律がございますので、それははず

れますけれども、その第二条で定義してありますものは、これはことごとく廃棄物処理法の対象でございます。

Ｃ大原委員　それでは廃油を除いては廃棄物と  
とに処理計画をつくって五百億円あるいは四百億  
円の手備費でやる、こういうふうに考えてよろし  
いか。

○浦田政府委員 廃油と申しましても、船舶廃油のみでございます。そのように理解してよろしくございます。

○大原委員　それではこの廃棄物のうち、ごみとか粗大ごみとかその他の問題から尿尿の問題、ふん尿等はわかつておるといたしましても、他のこの廃棄物についての処理計画を具体的にこの

四カ年計画でどうするのかということについて、お答えができれば概括的にお答えいただきたいし、またできないければ、ひとつあとで資料があれば資料をいただきたい。

○蒲田政府委員　本計画におきます事業量は、先ほどごみにつきましては――産業廃棄物のことだと思いますが、産業廃棄物の五百億につきましては、現在わかっております。

その事業の中身といたしましては、まず対象府県でございますが、これは大阪府、愛知県、これらは処理施設と最終処分地と両方の計画を持って

おります。それから最終処分地を確保する、整備する、という計画といたしましては、東京都、神奈川県、兵庫県、長野県、山形県がいま案を持って、

その処理施設の場合には建設費、それから運営費、償還利息といったようなものを考慮するのが一般的な考え方でございます。最終処分地の場合には

堰堤または埠頭の建設費、それから用地取得費、運営費、償還利息と、こういったものを考えていくというところで五百億、さらにまだ計画の出ているものは、道府県二つを合わせた、四百億の予算費

○大原委員　いまあげられた都道府県以外は、こ

これは四百億円の予備費で全体を四カ年計画のワークで処理する、こういうふうに理解してよろしいですか。それでできますか、そんなちゃん金で。

○浦田政府委員 この計画で予定しておりますのは、中業系の廃棄物、その処理施設と申しますのは、中身といたしましては、いわゆる都市系の廃棄物、たとえば焼却場から出てまいります最終の焼えか

す、こういったもの、それから都市活動そのものに伴って生まれてまいりますいろいろな廃棄物というものを処理する。それともう一つは、いわゆる

る中小系の企業で共同処理をし、あるいは自治体  
がこれについて指導、援助をしたほうがいいとい  
ったものにつきましてのみ事業の対象として考  
えておるのでございまして、膨大な産業廃棄物を





みにつきましては、やはり引き続き整備を進めていく。場合によっては、必要に応じては、さらに第四次の計画を立てていくということも考えておるわけでございます。

○山本政委員 三十八年に第一次計画をやったわけでしょう。それから四十二年に第二次計画をやった。四十二年には、私もここに質問もしているわけですが、そのときの大臣は園田さんであります。その御答弁の中で、ごみ戦争に終止符を打ちたい、こうおっしゃっているのです。先ほどのお話じゃありませんけれども、つまり、第一次計画が十分に達成をされておらぬ、第二次計画も十分に達成をされておらぬ、そして今度は第三次計画をやろう、つまり、四年間の計画でごみ戦争に終止符を打つことができるのか、どうだろうか、そういうことが実は私が一番危惧するわけですが、そこで、お伺いしたいことは、第一次計画あるいは第二次計画というふうにおやりになったけれども、この計画というものが、計画どおりに達成できなかったという理由というものは一体どこにあるのだろうか、この点をお伺いしたいと思っております。

○浦田政府委員 第一次あるいは第二次五カ年計画がどのような結果に相なったかということでございますが、これは施設整備の計画そのものの、これにつきましては、ほぼ当初の目標どおりに達成しているわけでございますけれども、問題は、やはり依然として、たとえば尿尿処理にしても、あるいはごみ処理にしても、一〇〇％の衛生処理とかいったような最終的な解決にはならなかったではないかという点につきましては、御指摘のとおりであるかと思っております。これは一つは、計画目標値の立て方に多少見込み違い、つまり、将来の行政需要に対する過少な見積もりという点があったかと思っております。それから、その後の社会経済的な変動と申しますか、いわゆる高度経済成長、それに伴います人口移動あるいは消費生活の変動といったような点もありまして、結果において実際の行政需要との間に開きがあったというふうに私

どもは反省しております。

ただ、施設の達成率から申しますと、第一次におきまして第二次におきまして、目標に比較いたしまして、ほぼ一〇〇％、あるいはごみにつきましては、第二次計画においては、非常にそういった世上の情勢の変化ということもございまして、実は当初の目標値よりも上回っておるといいう形にはなっております。

○山本(政)委員 清掃施設整備五カ年計画について、昭和四十二年三月三十一日に大蔵大臣と厚生大臣が基本方針と申しますか、そういうものを出しになっておる。その中で、参考資料がついておりますけれども、それを見ますと、ごみ処理施設の最近五年間における整備状況と昭和四十六年末の見込みというふうなものがあつて、昭和四十六年の人口が九千三百九十三万人になっておると。ところが、別の資料を拝見いたしますと、昭和四十五年の特捕人口が八千五百一十万人、そうすると、四十五年から四十六年の一年間で八百九十二万人の人口の特捕人口が存在をすることになる。

それで、お伺いしたいのは、一年間で八百九十二万人の特捕人口の、要するに衛生処理というものができるといふか、どうだろうか。新しい計画によりまして、五カ年間で千九百九十二万人というふうになっておるわけですね。五年間の増加量が千九百九十二万人、どうも私が資料をいろいろと拝見していただいて不審に思うのは、非常にこの数字がずさんな感じがするのです。そういうずさんな計画の上に成り立った、要するに緊急措置であるがゆえに、第一次も第二次も十分に当初の計画というものが遂行せられておらないで、第三次計画もまた、そういう意味では私は危惧をする、こういうことなんですね。この辺一体どういふふうにお考えになっておるのだろうか、この点をお伺いしたいと思います。

○浦田政府委員 前回計画を立てた場合のいわゆる特捕地域の人口が、今回の計画処理区域人口に

比べた場合に、数字が少なくなっているというところでございますが、これは私も過去の計画を立てる場合に、その実効を期するために、都道府県を通じて各市町村の実際の計画というものを報告を徴しまして、そのつどつくつてきておるわけでございます。この間に、実は旧法の中で特別清掃地域という制度がございましたが、新しい廃棄物処理法に基づきますと、これが計画処理区域というところで特捕区域は取り払われたという制度上の変更もあつたわけでございます。そうなる

と、かえって人口が減つたということ、ますますすおかしきことにも相なるかと思つておるわけですが、そういうことと、それから過去の計画があつたものではなかったかという点につきましては、結論的には、確かに現実の行政需要に

は対応できなかったというところは、私も反省しております。またその中身を考えた場合には、第一次、第二次計画では特に財政援助と申しますか、補助金制度と申しますか、そういう面では尿尿については一つの規定でもって、予算上の単なる補助ではなくて、法律に基づく補助でもってできておつたといったようなこともございましたし、また当時は確かに尿尿処理ということに非常に大きな重点がかつておつたということもございまして、尿尿処理につきましては、若干まだ問題が残つたにいたしましたが、かなりの進捗を見たのではないかと、現実の行政需要に対応しつつ進んできたのではないかとこのように考えております。

ただ、遺憾ながら下水道の整備計画が予定よりもおくれたといったような点もございまして、実際の尿尿処理の全般的な行政需要については対応できなかったというところであらうかと思つておる。ごみにつきましては、いわば予算補助的な程度でございまして、その辺もあつたことと、それから第一次、第二次におきましては、御承知のよう

に、それは尿尿に比べて緊急な問題でなかったというふうなこともございまして、結果から申し

まして不十分な点が出てきたわけでございますが、今回は、この辺をむしろ尿尿以上にごみにウエイトをかけるといったようなふうにも、計画の中身、特に財政計画についてはそのように考えております。

また過去のそのような苦い経験を踏まえまして、尿尿につきましても、実際の排出量ではなく、実際の収集量というものを基礎といたしまして、つまり過去二計画におきましては、一・二リットル一人頭毎日という量を、今回は一・四リットルという実際の量に改めたという点と、それからごみにつきましては過去の伸びというものを十分に勘案いたしまして、過去の最大の伸び率約六％弱でございまして、この比率でもって将来伸びていくであろうというふうな計画を立てまして、前二回の計画の経験を生かして、本計画においては現実の行政需要にもかなっていくように計画を一応立てたつもりでございます。

○山本(政)委員 では確認いたしますが、局長のおっしゃるの尿尿のほうに重点を置かれた、清掃のほうに重点を置いておなかつたというお話でした。清掃施設整備五カ年計画の整備目標と事業の量というところでは、五カ年計画の事業費といふのは、実は尿尿が六百四十億円で、ごみ処理施設が六百九十億円で、六十四億と六百九十億と、そういう点からいへば、ほぼ相ひとしい金額になつてくる。私は重点を置くとか置かないとかいうことを申しておるのではないのですが、そうすると、この金額、こういう比率では、少なくとも一般廃棄物、これは産業廃棄物も含めてですか、一般廃棄物が主と思つておられるけれども、それについてはこの比率では、少なくともごみについては不十分である、こういうふうな理解していいのかわか。そのことによつては、あとから尋ねる議論の立て方が違つてきますので、その点をひとつお伺いしたいと思います。

○浦田政府委員 尿尿について重点を置いたという表現は、あるいは適當でなかつたかと思つて

が、過去の計画におきましては、現実の問題として、これを受けとめて計画を実施していく市町村側のこの問題における意識といたしましては、尿尿のほうに緊急の度合いが強かったということは事実であつたかと思ひます。

ごみにつきましても、もちろん私どもは重要な問題として努力してきたところでございますが、先生の御指摘になったのは、いわゆる総事業投資額のことでございまして、私が申しました行政の需要に現実に対応できなかった、その例としてあげましたものは、その事業量の適否ではございませんで、それを進めていくための肝心ないろいろな補助金制度、あるいは起債の制度、こういったものからみ合ひもあつて、市町村において現実にはそういった行政上の需要が潜在してありながら、これが顕在化するに至らなかったというふうな過去の事情もあつたか、あるいはその間にござます経済成長の非常な高速化、スピードアップといひますか、それに伴ひます人口移動とかいろいろな要因も加わりまして、結論からいきましたら、先ほど申しましたように、不十分な点が出てまいつたということをお願いしたのでござい

ます。

○山本(政)委員 それではもう一つお伺ひしたいのですけれども、新経済社会発展計画では、昭和四十三年に施設整備の達成率が六二%、それから五十年には九〇%、こうなつておるわけですが、先ほど申しました四十二年三月三十一日の大蔵大臣と厚生大臣の清掃施設整備五カ年計画の中では、四十六年の達成率が七五%です。それから、それを中へ当てはめてみますと、四十三年が六二%、四十六年が七五%、そして五十年が九〇%。そしてその九〇%というのが、今度の廃棄物処理施設整備計画案の概説によれば昭和五十年に九五%、つまり五%ふえるということです。そうしますと、四十三年から四十六年の六二%から七五%、これは年率に直せば大体三%ちょっとですね。それから四十六年の七五%から五十年の九〇%、これにしますと、大体三%、新計画の九五%にしますと、

三%ちょっとということになると、年率から言へば、ほぼ相ひとしいパーセンテージです。と計画が進められておるわけですが、これは社会的な問題になつており、そして私は少なくとも廃棄物の処理施設につきましては、あるいは処理計画については、日陰でも扱いにされてきたと思うのですけれども、何でもう少しずつと、そういう施設整備のトレンドというものを上げていくこととならないのか。

四十三年から四十六年、五十年にかけて、ずっとほとんど同じ施設整備計画とするなら、幾らたつても、私はごみの問題は解決しないだろうと思ひます。昭和五十年に一〇〇%なら、まだしも話はわかりやすいけれども、そうならないのです。この辺は一体どういふふうに御説明をいただけるのか。私は先ほどのお話ではありませうけれども、計画としてはきつめて甘いという感じを受けざるを得ない、御意見をひとつ聞かしていただきたいと思ひます。

○浦田政府委員 ごみの処理計画を今回考えるにあたりましては、やはり将来の人口一人当たりの排出量を幾らに見るかということが一つと、それから対象の人口がどのようにふえていくか、変化するかということ、もう一つは各年次の割り振りをどうしようかということ、具体的にきまつていくと思ひます。

第一の排出量の点につきましては、先ほど御説明申し上げたと思ひますが、少し詳しく数字で申しますと、第一次におきましては、四十一年の目標年次で、一人頭七百二十二グラムという数字を一応立てたわけでありまして、第一次におきましては、どうかこの目標数量と実際の伸びとは一致してきております。ところが第二次になりまして、私どもは四十六年の目標値といたしまして八百七十三グラムという数値を一応考えました。しかるにこれは実際に計画を進めていきますと、非常に大きく狂ひまして、たとえば四十五年の実績は九百二十一グラムというふうに大きくふえております。したがひまして、今回の計画におきま

しては、この新しい伸び率というものを踏まえまして、五十年の一人頭の排出量は千二百グラムというふうに出ると思ひます。

それから人口の点でございしますが、これは昭和四十五年年度では、全国の総人口一億三百七十四万人に對しまして、昭和五十年年度ではこれが一億一千八十八万人に増加するであろう、人口問題研究所の推定でございしますが、このように数字が出ております。計画処理人口にいたしますと、昭和四十五年年度におきまして計画処理人口は八千五百一十万人、それが昭和五十年には一億四百九十三万人というふうになるであろうと予想いたしております。

したがひまして、この限りにおきましては、本計画はかなり私どもとしては過去の最大の数値、それから実際の人口の伸びというものを考慮いたしましてきつめたというところで、このまま行けば昭和五十年においても一応行政需要には見合つた設備ができるのではないかと考えております。各年次で、伸びで申しまして三%というふうなふうにおつしやいました。私どもはごみの年次計画につきましては、実は各年次等と、あるいは後年次に行くに従つて事業量をふやしていくといった考えではございせん、むしろ初めの年次のほうに重点をかけていくというところで、早く行政需要と実際の施設能力とのギャップを埋めようという考えで、いま具体計画について、この法案が通りますると、さうそく各関係省庁とも交渉を進めていきたいと考えております。

○山本(政)委員 たいへんおそれ入りまするが、もう一度一人一日当たりの排出量を、四十六年、四十七年、四十八年、四十九年、五十年までのそれぞれその計画をお聞かせ願ひたいと思ひます。

〔委員長退席、小沢(辰)委員長代理着席〕

○浦田政府委員 四十六年の数字は一人当たり九百二十一グラムでございします。しかしながら各年次別の排出量は、この伸び率を五・九%と見ておりまして、かければ出るでございしますが、いまちょっと手元にその数字は出してございせん

が、その結果五十年が千二百グラムということにございします。お必要であれば、いますぐここで計算させてお答えいたしたいと思ひます。

○山本(政)委員 東京のごみの一人一日当たりの排出量はわかりませんか。

○浦田政府委員 こまかいけたまで覚えておりませんが、約千三百グラムというところでございします。——いま詳しい資料が参りましたので申し上げますと、東京の二十三区の昭和四十五年におきまして排出量は、一人一日千三百五十五グラムでございします。

○山本(政)委員 そうするといふおつしやつた四十六年の九百二十一グラム、逐年五・九%増、それでずつと行つて五十年が千二百グラム、これは全国平均ですね。そうすると東京の場合は千三百五十グラムですから、大体いまの傾向としては、都市にそういうごみの集中ということがあるかどうかかわかりませうけれども、ごみがとにかく大都市にたくさん出てくるということは、現実の問題としてあります。

そうすると、ちよつとお伺ひいたしますけれども、東京の清掃施設に對して国としては一体どれだけ補助をなさつてゐるのか、参考にお聞かせいただきたいと思ひます。

○浦田政府委員 先ほど申しました九百二十グラムあるいは千二百グラムという数値、これはもちろん全国平均でございします。東京の排出量は一人頭千三百五十グラムですから、平均よりも現在すでにこえておるということが言えるわけにござい

ますが、私どもはこの全般的な計画の案をつくるにあたりまして、この辺の事情も勘案したつもりでございします。

たとえば十大都市の平均の排出量で申しますと、昭和四十六年度の数字でございしますが九百九十グラム、こういった数字を得ておるわけにございします。したがひまして、それぞれの各自自治体の実際の排出量といったものを、実際の計画に当たりましては私どもは十分に勘案して、自治体が進められる整備計画について支障のないように、投

資額あるいは補助金その他につきましても指導してまいりたい。それで、この数字で過去の伸びと

○山本(政)委員 私は東京にいまだけ補助として出すことになっておるかという御質問をしたのですけれども、それに対してはお答えをいた

○浦田政府委員 失礼いたしました。二十三区は現実の問題としていま補助金は交付されてお

○山本(政)委員 なぜそういうふうになってお

○浦田政府委員 過去の補助金の総体の額から申しまして、実情を申し上げますと、非常にわず

○山本(政)委員 自治省が大蔵省、どっちでもい

○山本(政)委員 自治省が大蔵省、どっちでもい

○浦田政府委員 一つだけ実情を申し上げます

○浦田政府委員 一つだけ実情を申し上げます

上げるに、そのすべがなかったという点がござ

○近藤説明員 御承知のように、この清掃関係

それから尿尿の場合には四四・六%が単独事

○山本(政)委員 いま東京で問題になってお

○浦田政府委員 四十六年度までのところは、

○山本(政)委員 実はお伺いしたいのは、現

○山本(政)委員 実はお伺いしたいのは、現

低いほうです。私は東京都が富裕であるかどう

○浦田政府委員 五カ年計画の中には東京都の

○山本(政)委員 先ほど竹内さんから話があ

○浦田政府委員 御指摘のように公共事業を進

○浦田政府委員 御指摘のように公共事業を進

○浦田政府委員 御指摘のように公共事業を進

○浦田政府委員 御指摘のように公共事業を進

見解をひとつはつきり出してもらいたい。今後

○浦田政府委員 御指摘のように公共事業を進

○浦田政府委員 御指摘のように公共事業を進

○浦田政府委員 御指摘のように公共事業を進

○浦田政府委員 御指摘のように公共事業を進

○浦田政府委員 御指摘のように公共事業を進

○浦田政府委員 御指摘のように公共事業を進

らにつきましては、かなり前に先行取得をしておるといったような状況でございます。

したがって、これはやはり自治省、建設省、あるいは大蔵省その他関連の省共通の問題でもあると思ひますので、公共用地の取得の問題については、一つのテーマのもとに各省一致いたしまして、この解決に当たっていくべきであらうかと考えます。いま現に建設省のほうでそのような考えでもって検討を進められておるとも聞いておりますし、私どものほうからも自治省のほうに、土地の先行取得については、特にお願いしておるところでございます。

また、これに對します財政措置でございますけれども、これは先ほど大蔵省のほうからもお答えがございましたように、いわば一つの財産を取得するということでございますので、どのような形でもってこれに對する財政措置を講じていくかという点については、やはりその点も勘案していくべきでなからうかと考えております。

いずれにいたしましても、私どももいたしましては、土地の問題を解決したいということは、非常に大きな一つの願ひでございます。今後ともこの問題は関係各省と十分相談して検討してまいりたいと考えております。

○山本(政)委員 自治省のほうで、何かそのことに關して御意見ございませんでしょうか。

○近藤説明員 これが廃棄物等の処理施設の用地になるといふことがはつきりしておりますならば、当然のことながら地方債の対象には現実問題としていたしております。したがって用地が確定すれば、買入財政手段はあるわけでございますけれども、現在土地につきましては国庫補助の道が開かれておりませんので、道路等と違ひまして、全部地方団体が持たなければならぬ、将来債務償還をしなければならぬという点で財政的な問題がございします。

その財政以外に、廃棄物処理の処理場をつくるための用地が取得できるかどうかという問題になりますと、これは各地方団体におきまして、地元

の御理解を得て相談づくで決定するという事になってまいらうと思ひます。

○山本(政)委員 ですから、用地というものが大体見通しがついたなら起債ができます、こういうことでしょうか。しかし国の補助は出ません。

要するに私が申し上げたいのは、一つは、用地というものの見通しに對して、一体自治省としては地方自治体に対して何かかす力はありますか、そういうことについて何かお考えはしておられるのか、こういうことです。

もう一つは、起債だけでなく、つまり過密化してきた大都市においては、全部というわけにはいかぬでしようけれども、特にそういうもので問題になってきて困っておるところに對しては、補助ということは考えられないのでしょうか。法規があるからできませんというのではなくて、私は将来そういうことを検討する余地があるのではないだろうか、こう言っているのです。そうしないと厚生省、幾らこういふことを計画を立てても、現実にはできませんよ。できない理由というのはもうわかつているわけですから、目に見えていることを解決しないで、そして整備五カ年計画を立てても、ネックが解決できないければ整備五カ年計画というものは解決できないわけでしょう。

要するにそのものずばりで言へば、土地問題だということになるわけですから、大蔵省の方もお見えになつておるのだから、あなたの方がその気になさなければ、大蔵省はそのことに對するお金はちゃんと考えますよ。

○近藤説明員 この土地の取得の問題は非常にむずかしい問題でございます。自治省のみならず各省とも頭を悩ましておるところでございますが、先生も御承知のように、今度の国会におきまして、自治省から公有地の拡大に關する法案が提案されて、つい先日可決になっております。

これは市街化区域内におきまふところの土地の公共団体の先行取得を制度化したものでございします。これだけで十分だとわれわれは思つております。せんけれども、こういったいろいろな手を講じま

して、公有地の確保をやつていかなければならぬと思つております。

それから、こういった公共施設に對する国庫補助制度をつくるかどうかということは、われわれとしてはぜひつくつてほしいということで、厚生省なり大蔵省に絶えず申し上げておるわけでございします。諸般の事情がございまして、現在のところ実現を見ておりません。学校の施設につきましては先般その芽が出たわけでございしますが、それ以外のものについては、まだ芽が出ておりません。われわれとしては、今後とも努力していきたいと思つております。

○山本(政)委員 自治省として前向きな答弁、たいへんありがたいと思ふのですけれども、諸般の事情でなかなかむずかしいというその諸般の事情というのは、一体何ですか、大蔵省がたいへんネックになつてゐるのか、諸般の事情というのを聞かしてもらいたい。

○近藤説明員 先ほど厚生省の局長さんのほうからお話ございましたように、土地というのは、その団体の財産になる。だから、その団体が自分の金で買うべきではないか、そういった基本的な考え方があるんじゃないかと思ひます。それでいろいろな施設につきまして、土地につきましては国庫補助対象になつていないのが、道路等は別でございしますけれども、いままでは通例でございしたけれども、義務教育施設につきましてそうばかりも言つておれないということで、いま芽が出たというところでございまして、ものによつては、そういう道を今後開いていくべきではないかと私は思つております。今後各省間で折衝も続けていきたいと思つております。

○山本(政)委員 道路というものは公共的なもので、このごろは人が別になつて、車が走るのが道路みたいになつておりますが、公共的なものではあります。清掃の処理施設というものは公共的なものではあります。この点はどうかですか。その点については、大蔵省のほうからも答弁を願ひたい。

○近藤説明員 私から答へることはどうかと思ひますけれども、道路というのは、これは永久に道路である。普通の土地、その上に施設がありましても、その施設が、用が終れば普通の土地になる。代替性があるというふうな、いろいろな関係があるんじゃないかと思ひますけれども、現在のところ、いろいろな施設については補助制度がないというのが実情でございます。

○山本(政)委員 ごみというのは、いつの日か、ごみを排出する日はなくなるとお考えになっておるのか。

○渡部説明員 お答え申し上げます。

けさほどの御質問にもあつた問題でございますが、先ほど厚生省の局長からお答えになりましたように、また自治省のほうからもお答えがございましたように、現在公共事業全般につきましては土地の取得につきましては、原則的には国の補助をしておらないということでございます。公共用地の取得、特に公共事業を行なう場合に、用地の取得が非常にネックになつておる。特に大都會の場合には、それが問題であるというふうなことで、これはわれわれとしても十分承知しておるわけでございしますが、それに対処するしかたが、国の補助を入れるというふうなことで解決するかどうか、そこら辺の問題もあらうかと思ひます。

これは現在行なつております起債につきまして、その条件を考えていくというふうなことで解決するかもしれませんが、あるいは税制といったような問題があるかと思ひます。そのほか、そういう財政面だけの手段ではなくて、いろいろほかのネックの面も総合的に勘案しながら解決しなければならぬ。あるいは先買ひの問題等いろいろ問題がございまして、それぞれについて、政府としては多角的な検討を行ない、それぞれできる限りの措置をしておるわけでございしますが、もちろんその一環において、用地取得についての国庫補助制度の一般的な導入というふうな問題を、今後検討の課題として取り上げることは、もちろんあり得ると思ひますけれども、現在の財政当局の

態度というふうに関われましたら、午前中お答え申し上げましたように、われわれとすれば、この問題は、従来のような起債というようなかっこうで処理してまいって、その条件等について、いろいろめんどろを見るというかっこうで処理していただくという方針が、現在のところ、われわれの基本的な考え方でございます。

○山本(政)委員 先だって、もう何週間か前ですけれども、地方自治体の財政が非常に限界に来ておるといふのが出ておりましたね。そういう中で、土地の取得ということが、たいへんむずかしくなってきたおもうのです。

それからもう一つは、東京都の場合には一トンのごみについて五千八百円かかるというのですね。これは昭和六十年には一日に二万二千トンですか、そういうことになってきた場合には、たいへんな問題になってくる。財政上の負担になってくるとおもうのですね。しかも、いま、ある一部の意見としては、廃棄物処理についてのみの要するに道路を考えていくべきではないかという意見すら出ているわけです。ということになれば、私は、やはりそういうことに對して、もっと国としては考えなければいかぬのではないか。主計官の話では、多面的にこうなる、こうやっていきたいというけれども、多面的に薄められて、いつの間にかかう拡散していつては困るんで、多面的に考えて、そこで集中的に、国として財政的な考慮をするということなら、私は話がわかる。そういう意味で、ぜひひとつ前向きに考えていただきたいと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○渡部説明員 公共事業の用地取得につきまして、地方の事業団体が土地の入手を容易にできるように財政措置につきましては、われわれとしましては、現在も非常に重要な問題であると認識しておりますので、御趣旨に沿って努力してまいりたいと思います。

○山本(政)委員 もう時間たそうですから、たいへん残念ですけれども、最後にひとつ聞きたいの計算のです。五・九%の年率の伸びというものの計算の

基礎はどこから出しておりますか。

○蒲田政府委員 第二次五カ年計画におきます実績のうち、最も伸び率の高い年次の数字をとったものでございます。

○山本(政)委員 時間が来たようですから、これで終わりますけれども、ともかくも、私いま七大都市の資料をもらってきたのですけれども、これを見ると、要するに地方都市というのは、特に七大都市にあっては、もうかなり財政的に行き詰まっておりますね。そういう面でも、ひとつぜひ前向きにお考え願いたいのと一緒に、くれぐれも私が強調しておきたいのは、第三次計画の中で今年度四年目にきたときに、緊急第四次計画はぜひ出さぬでほしいと思う。

清掃法などとか緊急措置法、それから整備計画五カ年とかいって名前を変えてくるけれども、みんな要するに当面の長期的な展望を変えて、要するにこみのふえ方、あるいはこみの中身の問題とかいうものを十分に検討しないでやっていけるような気がしてしょうがない。五・九%というのも、第二次の中、要するに一番高い率をおとりになった、こうおっしゃるけれども、しかし今後の傾向からいえば、もっともつと六%にも六・五%にもなるという傾向があるのではないだろうかという感じが私はするわけです、特に不燃性のものものとか粗大ごみというものが出てくる場合には、そうするととてもじゃないが追いつかない。

先ほど、一番気にかかることは、局長のおっしゃったように、計画としては達成をした。しかし予想せざるファクターがあるから、この計画というものをもう一べん年次計画としてやらなければならぬようになってきたんだ、こういう話があらったわけですけれども、それでは実は困ると思いうのです。やはりアローアンスというものをしながら計画というものをやっていくことが、いまだ少なくとも廃棄物に関しては必要ではないだろうか、私はこういう感じがするわけでありすが、そういう点をぜひお考え願って、大臣に、いままさ

きお伺いしたのは、どうも計画が甘いのではないだらうか。数字からいっても、第一次、第二次、第三次という計画の中の数字の中にちぐはぐな点が出てきているわけです。そうすると、要するに基礎的な数字の考え方の問題、出し方の問題の中に、少し見通しとして甘い点があるのではないだらうかということを第一点としてお伺いしたわけです。

〔小沢（辰）委員長代理退席、橋本（龍）委員長代理着席〕

第二点については、やはりいまこの計画を阻害している最大の原因というのは土地問題ではないだらうか。その土地について、これはその当事者である厚生省はもちろんでありますけれども、自治省、それから大蔵省も前向きに考えていかなくてはならないのではないだらうか。つまり単に起債というのではなくて、補助というものについては、もっと前向きに考えてもらってもいいのではないだらうかという話をして、それぞれ御意見を伺いましたわけです。

最後に、大臣せっかくお見えになったわけですから、お考えをひとつお聞かせいただいて私の質問を終わりたいと思います。

○斎藤國務大臣　この法律によりまして、五十年程度までに行なう事業の実施の目標と事業量を閣議決定をするわけでございます。年次計画もその中に入ります。しかし、その計画がいまおっしゃいますような、実施と見込みが違う場合もある。年々そういった実施の状況、それから将来の見通しというものに間違いがあれば、これをまた訂正する道があるわけでございますから、訂正をいたしたしまして、そして五十年にはいま考えている計画を達成するようにいたしてまいりたい。そうしてまた第四次緊急整備計画というものがなくていいようにやってまいりたいと思っております。

○橋本（龍）委員長代理　古川雅司君。

○古川（雅）委員　廃棄物処理施設整備緊急措置法案につきましてお尋ねをしております。

私は、昨年の本委員会において十月十二日に、

赤濁に關する綜合対策の促進について、また同じく十一月十一日には、廃棄物の処理、ごみの処理に關しまして一般的に政府の御見解を伺ったわけでございますが、今回のこの法案の提案理由の説明を伺いながら、昭和五十年に至るこの計画の策定によって、はたしてどれだけの実効が期待できるか、非常に疑問を感じたところでありまして、そういう観点から、これから二、三お伺いをしたいと思ひますが、特に今回の計画の策定にあたりましては、屎尿処理施設、ごみ処理施設のほかに産業廃棄物の処理施設についても、新たな計画によつて整備を促進することが必要になつた、このように提案理由の中に示るされてゐるわけでございますけれども、まずその辺からお伺いをしてまいりますと、いわゆる工場排水、工場廃液といわれております、こういうたものにつきましては、産業廃棄物という範囲の中に入れることができるかどうか、その御見解から伺つてまいりたいと思ひます。

○浦田政府委員　観念的には、それらの工場排水等は、この廃棄物に入ります。しかしながら現実の問題といたしまして、下水道の整備計画があつて、それを取り込むということになりますと、その部分は下水道法の整備に取り込まれることとなり、廃水工場が処理して放流する場合は、水質汚濁防止法の規制を受けるわけでございます。

○古川(雅)委員　観念的にと前置きして御答弁をいただいたわけでございますが、そういたしますと、本法案の運用の範囲では、そうした工場の廃液の処理については、産業廃棄物の処理施設の建設計画等には全く関与しないということに断定できるのでしょうか。

○浦田政府委員　いえ、そうではございませんで、今回の産業廃棄物の処理施設整備計画の中身には、当然地方公共団体が設置いたします一般産業廃棄物の処理施設の対象といたしまして、廃油の処理施設とかそういったようなものが現実の計画の中に考えられておりますので、これらも対象でございます。ただ実際問題として、市街地等で

下水道の整備計画というものがあつたところは、それからはずれていく、その辺の調整という実質的な問題がある、こういう意味で先ほどお答え申し上げたわけでございます。

○古川(雅)委員 去る六月三日でございますが、瀬戸内海汚染総合調査団によりまして瀬戸内海の汚染総合調査報告がなされております。これの非常に重点的に報告されているところで、特に注目を引きましますのは、いわゆる海中の有害物質、それから重金属の存在をあげておまして、海洋資源の宝庫といわれておりますあの瀬戸内海においてすら、すでに奇形魚や異臭魚が数多く発見されておりまして、汚染に強い生物だけがやっとなり生息している。そういう汚染の非常に深刻な現状が報告されているわけでございます。

最初に私が御質問申し上げましたのも、こうした事実が多く、工場廃液等に強い関連を持っていますために、今回のこの立法措置によって、この瀬戸内海の汚染に対して何らかの改善が加えられることが期待できるかどうか、そういう意味で御質問申し上げたわけでありますが、この点、いかがでございますでしょうか。

○浦田政府委員 瀬戸内海についての具体的な御質問でございますが、まず産業系の廃棄物、これは液状のものであれ、あるいは固型状のものであれ、原則として廃棄物処理法にありましますと、企業者の責任で、企業者がみずから処理するということになるわけで、大部分の産業廃棄物は事業体のほうで、この処理施設をつくるということになるわけでございます。

〔橋本(龍)委員長代理退席、小沢(辰)委員長代理着席〕

ただ、特殊なもの、あるいはことに中小企業が個々で処理するよりも共同で処理したほうが効率的にもよいといったような場合、それから都市系の廃棄物の処理、こういったような場合、本計画でいっております産業廃棄物の処理施設を整備していくということに相なるわけでございまして、その限りにおきましては産業廃棄物共同処理場と

いうものを地方自治体が整備し、それを運営管理していくというところによって、瀬戸内海の汚濁の一つの原因である工場排水あるいは廃棄物というものによるものは防げる。

それから屎尿処理について申し上げますと、大原先生の御質問のときにもお答え申し上げましたとおり、来年度からは全面的に瀬戸内でも海洋投棄は禁止するわけでございまして、それから一般廃棄物につきましても、いま御審議願っております本計画に関する法案が可決され、閣議決定されました実施に移すということによりまして、御指摘のような瀬戸内に対する廃棄物による汚濁というところは、大幅に改善されていくというふうに申し上げます。

○古川(雅)委員 さてに産業廃棄物につきましても、廃棄物の処理及び清掃に関する法律にはつきりと事業者が、その処理の責任に当たるといふことが明記されておりますが、何らかの形で事業者が廃棄物を一定の基準を目標にして処理いたすすね。その処理を済ませた廃液なり、あるいは廃棄物質について、これはやはり産業廃棄物として、それを呼ぶことができるかどうか。たとえばバルブ工場で大量の廃液を出します。これを一定の基準に従ってろ過なり、あるいは中和なり、あるいは希釈をして放流するわけであります。その第一、二次の処理を済まして放流されたものについて、やはり廃棄物と言えらるかどうか、その辺の御見解を伺っておきたいと思ひます。

○浦田政府委員 この廃棄物処理法の考え方といふことは、処理したものにつきましても、依然としてやはり廃棄物であるといふことは言えるわけでございまして、ただ、それから出てまいります廃液等が処理の基準というものに合致していないければ、事実上排出できないということになるわけでございまして。

○古川(雅)委員 しかし、実際問題としては、すでに定められている基準よりも、最悪の状態で放流をされている場合が多いわけでありましますから、先ほどの汚染調査報告の実態に見られるように、

実際問題としては、こうして多量の重金属や、あるいは毒物等が蓄積して発見されるということになってあらわれていると思ひます。したがって、事業者等において、十分処理をしないままに廃棄をするということ自体が問題になっていくと思ひるのであります。

くどいようでありますけれども、もう一度確認をさせていただきまします、事業者側において処理を終わったそのものが、処理の内容が十分であるか、あるいはそうでないかは別問題として、一次的な処理が終わったものを放出することについては、これも産業廃棄物とはつきり言うことができないというところでございすね。

○浦田政府委員 廃液等の排出につきましては、廃棄物処理法のはうから一定の処理基準に適合しなければならぬという仕組みになっておるわけでございまして、実際にこれが環境に放出された場合、そこからは、これは水質汚濁防止法との関連が出てまいります。私もこれはこの廃棄物処理法の基準でもって、十分に環境汚染その他について悪影響は及ぼさないだけのものを考えているわけでございまして、現実的な問題として、私も一般海域に出た場合のその数値と申しましますものが、広範的に考える場合、あるいは特に重点を置いて考えなくちゃならない特定の物質の場合、これはやはり水質汚濁防止法の規定というものをその場所、その時点から考慮して処理してもらふということでございますので、詳しいところは関係の環境庁のほうにお聞きいただきたいと思います。

○古川(雅)委員 私がこういう点をくどくどとお伺い申し上げているのは、事業者側で処理をした、あるいは基準を一つの目標にして処理をしていると弁明しているにもかかわらず、今日なお海洋の汚染が進行しているわけでございまして、

特に私たち国民の健康に対して直接被害を及ぼしてきているような事実が、最近続々と指摘をされていくわけでございまして、二、三の例をあげて、その対策をお伺いしたいのでございまして、

最近では、いわゆる潮干狩りというような一家行楽のレクリエーションにおいても、せっかく集めた貝類を持ち帰っても食べることができない。それは日本列島の近海においては汚染が進行している。これはたまたま無作為抽出した魚貝類を分析して、重金属が発見された、水銀なりカドミウムなりが検出されたということで、食用に供するのは危険である。健康に被害を及ぼす危険があるということが発表されて、国民に大きな不安を残しているわけでございまして、今日のような産業廃棄物に対するまことに無責任、放任的な基準の設定や廃棄物の処理に対する監督、監査があいまいであるときにおいては、近海における汚染がどれほど進行しているか、総体的にはわからないと思ひます。国民のこうしたささやかな一つの楽しみである潮干狩りさえ年々できなくなっている、こういった点について、今後国民の健康を守っていく立場にある厚生省においては、たまたまそうした重金属等の有害物質が発見されたというところについてだけ危険を呼びかけにくいのか、あるいは全国的にこれは総点検をする必要があるか、あるいは年次的に調査をするなりして、ここは危険であるとか、ここはだいじょうぶであるというところを必要が生じているのではないかと、そういうことを考えるわけでございまして、こういった点については、どのような見解をお持ちでございますか。

○浦田政府委員 カドミウムあるいはPCBにしても、そうかと思ひますけれども、それらの物質によりまして環境汚染の問題ということで、この点は対策を立てていくべき問題だらうかと思ひます。

廃棄物処理法の関係で申し上げますと、PCBあるいはカドミウム等につきまして、それらがどのような経路で汚染されていくかというその経路について、考慮をするということに相なるわけでございまして、私もこれはこれらの問題につきましても、関連します大気汚染防止法とか、あるいは海洋汚



染防止法とか、あるいは水質汚濁防止法その他関連の環境汚染を規制する法律というものの関連で考えていきたい、具体的には、それらの規定を受けて、たとえばごみの焼却場の施設基準といったようなもの、これらについて配慮してまいり、このようにして処理してまいりたいと思っております。

○古川(雅)委員 厚生大臣に全体的な立場でお伺いをいたしますけれども、小さいことを取り上げてたいへん恐縮なんでしょうが、家族そろって潮干狩りに行って、そこで集めてくる魚介類を安心して食べていかどうかということ、これは国民の大きな不安になっておりますけれども、これは一体どこが責任を持ってこの管理に当たっていくのか、環境庁だとかおっしゃるか、あるいは水産庁のほうに及んでいくのか、あるいは厚生省のほうで、この地域については、だいたいようぶです、ここでとれるものについては、だいたいようぶです、ということをはっきりしていくような立場をおとりになるのかどうか、たいへん恐縮でございますが見解を伺いたいと思っております。

○斎藤(國務)大臣 潮干狩りにいったとった魚介類を食べる健康に差しつかえないかどうか、この責任はやはり厚生省だろうと思っております。したがって、そういったおそれのあるような地域については、やはり眼を広くして絶えず注意をしないといけない、かように思います。そういう状態にならざるにについては、先ほどいろいろ説明いたしておりましたように、水質汚濁防止法あるいは海洋汚濁防止法、これを各産業活動をやる人たちが守っているかいないか、ということであるかと思っております。これを守らすのは環境庁であり、あるいは産産省も責任があると思っております。また運輸省も責任があると思っております。それらの官庁がほんとうに責任をもつてやっておれば、そういうことが生じないはずなのであります。が、しかし、そういうはずでないという場合、そういったところの魚介類というものはなきにしもあらずというわけでありますから、そう

いう場合には、やはりこの地域の魚介類は食べてはいけないという警告を発するための調査をやるというのが厚生省の責任であろう、かように考えております。

○古川(雅)委員 これまではたまたまそうした魚介類の汚染のあるところについて二、三の特殊な場所での分析の結果、そうした有害物質が検出をされたわけで、その周辺の住民に大きな不安を与えているわけでありまして、いまの大臣の御答弁からいたしまして、やはり国民に安心して、そうしたささやかな潮干狩りも楽しんでいただくようにするために、積極的に調査あるいは魚介類の分析等を事前にして、ここは安心ですよ、心配ありませんよという厚生省としての意思表示をなさっていく、そういう必要はないでしょうか。

○斎藤(國務)大臣 大体そういうおそれのある地域は十分チェックをいたします。またいたさなければならぬと思っております。いまのPCB工場、そこから出る廃液の流れ出るであろう地域というようなものは、これはやはり特にあらかじめ調査を必要があれば警告しなければなりません。そういうおそれのないところまで全国津々浦々というわけにまいりませんが、大体見当がつくわけでありまして、そういうようなおそれが出てきたという地域は遅滞なく調査をして、必要があれば警告を発するというようにいたしたいと思っております。

○古川(雅)委員 同じように、これから海水浴の季節に入るわけでございますが、それぞれこれまでも海水浴場として親しまれてきた場所に年々水泳禁止の立て札が立てられるようになってまいりました。これは産業廃棄物に限らず、下水あるいは尿尿投棄等、それぞれ複合的に原因はからんでいと思っております。環境庁にもおいでをいただいておりますが、海水浴場の現状について、最近とみにそうした水泳禁止区域等がふえている傾向にあると私は理解しておりますけれども、この現状はいかがでございますでしょうか。

○浦田(政府)委員 海水泳場の問題につきまして

は、従来厚生省が環境衛生上の立場からその調査なり、あるいは清掃についての指導、助成等を各都道府県を通じてやっておたところでございまして。今年も主要海水浴場についての水質の汚濁の状況、適否の判断、それらについては引き続きやるつもりでございます。

ただ従来と変わりますのは、ここに環境庁が発足いたしましたので、水質の問題につきましては環境庁のほうにお願いして、手を携えて快適な海水浴が楽しめるように実情を把握しながら、問題があれば警告をして指導していく、こういうふうなことでございまして。

昨年、一昨年非常な問題が起りましたが、その後非常にこそくな手段ではございますけれども、海浜地帯の清掃あるいは直接的にそこに入る河川の水の塩素による滅菌、その他講じられる措置を講じてまいりまして、いま大過なく申しますか、かろうじて海水浴がやれるというところの措置をとらせてきております。

〔小沢(辰)委員長代理退席、委員長着席〕

今年度は時期に入っておりますので、さっそくさらに最近の状況についてのデータを集めて適切な措置が講じられるように環境庁とも協議しまして、対応してまいりたいと考えております。

○古川(雅)委員 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第五条の(清潔の保持)というところ、こうした海水浴場等も含めて、これをよこしてはならないという一項があるわけでありまして、これは海水浴客等のよごすということ、それはさておいて、先ほど申し上げた下水とか、あるいは尿尿の投棄、そしてまた工場からのいわゆる産業廃棄物、そういったものがこうした海水浴場等をよごし非常に問題になるのじゃないかというふうに考えますと、当然清潔の保持を妨げるもの、汚染をするものについては、積極的に取り除いていかなければならないと思うわけでございます。実際問題としては、大腸菌の数がふえるとかいろいろな要件はありますが、そうした汚染によって

水泳禁止、ここはもう泳げないんだ、ここはもうすでに海水浴場としては使用にたえられないんだ、非常に健康に危険であるということ、使用禁止という措置でこれまで切り抜けてきたわけでございまして、どちらからかどういうデータをとっているか知りませんが、これまできれいな水のところで伸び伸びと泳げたところが、すでに海水浴場としては適さないところ、これがどのくらいあるか、もし数量的にお示しいただければ、この際御参考を伺いたしたいと思います。

あわせて、たまたま塩素滅菌等の処置も加えて安全を期すというふうな局長の御答弁でございしたけれども、すでに、引き合いになるかどうかわかりませんが、光化学スモッグ、オキシダント情報等については毎日情報が伝えられておりますけれども、こうした海水浴場等については、その汚染の度合いあるいは健康への影響等については全く無情報のまま一夏が過ぎるわけでありまして。この辺、国民の健康との関連も含めてどのように対処していかれるか、対策を伺っておきたいと思っております。

○浦田(政府)委員 毎年シーズン前には厚生省の記者クラブを通じて、全国の主要海水浴場の実際の衛生上から見ました状況について発表しているところでございます。全国的に申しますと、年間五万人以上利用しておる海水浴場の数は百四十万三カ所でございます。これを私どもは水質が海水浴に適しておるかどうか、健康上支障がないかどうかということをはっきりさせるために、いろいろ衛生上の項目の調査をいたしております。

これは昨年の数字であるわけでございますが、まず大腸菌の数からいいますと、比率で申しますと約八・八%は不合格という状態でございまして。百四十万三カ所のうち十三万三カ所でございます。それからCODで申しますと、これはかなり問題がございまして、百四十万三カ所のうち五十四万三カ所という数字が出ております。三六・九%が不適当という比率でございまして。今年度はまだ数字がそ



排ガスを吸収し、取り除くという設備を逐次既存のものについてもつけつつあるところでございます

すし、本計画におきましては、その設備の中に当然除害施設というものを盛り込んでいきたいというところでもって計画を樹立してございます。しかしながら、焼却した残渣、灰中の金属類の問題でございまして、これらの挙動につきましてはお未解の点がございまして、一般的に申しますと、かなり高温で焼却するというところもございまして、酸化物など、むしろ重金属がかりに存在してしまつたので、酸化物等の形で存在することになりますので、かなり安定化した、固定化した形になるというところも十分に予測されますので、この場合は埋め立て等にこのまま残渣を用いまして、格別問題はないはずだというふうに思いますが、いまの点につきましては、私どものほうで、焼却時における重金属等有害物質の挙動等の究明の研究というものが現在も着手して、四十七年度につきましても引き続きこの究明には当たるといふことになっておりますので、できるだけ早い機会にそれらの結論も得て、なおこの辺について最終的に安全であるということが確認できるように、万が一問題があるとなればそれに対する除去施設というものはさらに検討していくということで対応してまいりたいと考えております。

○古川(雅)委員 先般来大問題になっておりますPCBの処理についても、PCBの使用も規制され、製造も禁止され、今後いわゆる廃棄物の中に、産業廃棄物であるいは一般廃棄物であれ、多分にその混入してくる危険はまだ残されているわけでありまして、特に、御承知のとおり、これを廃棄の際、焼却すると、さらにその毒性が強まるということが発表されております。いま焼却炉から出る灰の中の重金属等について伺ったわけでございますが、今後このPCBについても当然家庭ごみの中に入ってくるものについて、これが焼却されて毒性を強め、それが排水の中に、あるいは灰の中に混入してくるということも十分考えられるわけでございます。これに対してどう対処して

いくお考えでございますか。

○蒲田政府委員 PCBを高温で焼却いたしますと、ほぼ千三百度前後ぐらいで、ほぼ九九・何%というぐらい、ほぼ一〇〇%と申してもよいぐらい分解するという事実はおわかっております。しかしながら、一方では、先生が御指摘なさいましたように、これが窒素酸化物の原因としてまた別の害を起こすというおそれもあらうかと思ひます。

しかし、その総体的な毒性と申しますか、環境汚染に対する役割りと申しますか、これらを考えますと、第一段階といたしましては、やはりPCBを高温で分解させるということで、さらに、それに伴うであろうところの、もろもろの窒素酸化物等、これらについての措置を講じていくということとで、理論的にはこれらの有害物質の除去は可能でございます。ただ現実の問題といたしまして、PCBを私どもは一般廃棄物の中から選別して焼却の炉で処理していくというところは、実は現実の問題としてはこれは実現不可能であらうと思ひます。しかしながら、一般閉鎖系のもの、あるいはさらにPCBが混入しているということが明らかになったもの、それらについては、除却施設を設けました焼却炉というものによつてあたる。それから一般廃棄物の中に含まれたPCBにつきましましては、これは実はPCB総量の中で占める割合は非常に少ないようでございます。大体三%から五%というふうに私どもは推測しておりますが、これらが毎年少しずつ市町村の清掃事業の中で処理されていくといった実態を考えますと、これはその点、曲のないような説明になるかと思ひますけれども、環境汚染分子としてはウェイトは小さいのではないかと。これらについてはすでに数市において、実際にPCBがどれくらい焼却炉の排煙の中に含まれておるかというのをいけばモデル的に調査してみましたが、ごくんと申しますか非常に微量でございまして、現在のところはそう環境汚染に与える影響というものは憂慮することはないんじゃないかと思ひておりますが、なおさらにこのデータをもとにして、実態については

調査を進めていきたい、かように考えます。

○古川(雅)委員 本基本計画にも関係してまいりますけれども、たとえば一般廃棄物とそれから産業廃棄物、この縦で分けてございまして、産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律によりまして、産業廃棄物以外のものはすべて一般廃棄物というふうに規定をされているわけでございますが、一般廃棄物のほうはいわゆる市町村にその処理の責任がゆだねられているわけでございます。時間がかかるといふので、一つの具体的な例をあげてその考え方を伺っておきたいのでございまして、たとえば古い自動車のタイヤを買ってきて取りかえた場合、ここで排出する場合に、これは一体どうなっていくのか、それから、ガソリンスタンドやあるいは小さな修理工場等でタイヤを取りかえてその古タイヤを出した場合は、この廃棄物は一体どうなっていくのか、この辺に一つ問題があると思ひますのでお伺いしてまいりますが、実際問題として、この始末に困つて、あえて地名をあげませんが、あるところでは、業者が組合をつくつて、金を出し合つて、土地を買ひ込んで、そこへいま積み上げておられるけれども、処置の方法に困つておられる。ある地方では、夜陰にまぎれてこれを山合の谷間に捨てに行つて、もう少して谷合いが全部古タイヤで埋まつてしまふそうだが、これは実際私どものところへ陳情の形で、その始末に困つて出てきております。これは一体この責任においてこれを処理しなければならぬのか。伺いますと、古タイヤ等については、これを破砕して、こまかくして、これを埋め立てに使わなければならぬというふうな、そういう一つの方法を示していらつしやるようでございますが、この切り砕くこと自体に、破砕機、カッターが非常にまた費用を要するし、少なくとも各個人において非常に費用のかかることだし、頼んで破砕してもらつても費用のかかることであるし、小さな修理工場やガソリンスタンド等においても、これは非常に負担になってくる。今後のことも考え合

せて一例としてお伺いするわけですが、こういった点、一般廃棄物として考えるのかあるいは産業廃棄物として考えるのか、この辺非常にあいまいなところがございますので、この際お伺いしておきたいと思ひます。

○曾根田政府委員 いまお尋ねの事例でございまして、前のほうの事例は、法律解釈としては一般廃棄物に入るかと思ひます。あとのほうの事例は、産業廃棄物としてとらえられると思ひます。このタイヤの問題につきまして、実は法律の区分として、一般廃棄物に属するかあるいは産業廃棄物に属するかというところによつて必ずしも処理、処分、体制が異なるわけであるという性質のものではおそろくないかと考えております。大量の古タイヤ等の処分につきましては、やはりもちろん再生利用が望ましいところでありまして、けれども、その困難なものについて、大量にそういうものが出るような場合は、通産省とも相談いたしまして、関係業界による回収、そういうものの指導が必要と思ひますし、それから、大量の事業者による自主的な回収処分ということが期待できないようなものにつきましては、たゞいま御指摘のありましたように、廃棄物として市町村当局の清掃サービスの体系内で処理する。そうすれば、これはいわば一種の粗大ごみでございまして、当然、切斷、破砕等によつて処分するということになるかと思ひます。

○古川(雅)委員 粗大ごみの一つになってくるというお話でございましたけれども、例として古タイヤを申し上げたのですけれども、このほか、粗大ごみにつきましては、本基本計画についてもうたわれておりますが、実際問題として、これは回収方法やそれから処理方法が開発されているのかどうか。また、この四年計画によつていわゆる粗大ごみの処理施設がこれっぽちではたしてないじょうぶなのかどうか、これは今後の大きな問題になってくると思ひます。特に今日、非常に急激な消費時代にありまして、使い捨ての時代、そうしたことから、粗大ごみが年々増大している傾向

にあると思いますが、先ほどのタイヤの例に見るように、実際にこれを処理する場合には、非常に大がかりな設備等も要するわけでございまして、そうした処理をする以前に、たとえに申し上げたとおり、谷間へ捨てたり川へ捨てたり海に捨てたり、あるいは路傍に放置するというようなことが現実に出てきてきているわけでございまして、この計画で一体どれほどこうした粗大ごみについての処理体制に対して前進を期待できるのか、これを重ねて伺いたいと思っております。

○曾根田政府委員 今度の緊急整備措置法の対象として掲げられております粗大ごみは、実は一般廃棄物だけの粗大ごみでございまして、大体粗大ごみとしておおむね一般ごみの中で五ないし一〇％ぐらいのものが粗大ごみと言われているわけでありまして。当面考えておりますのは、その一般廃棄物の中の粗大ごみ、これについておおむね人口五万人程度の単位で四カ年間施設整備を行なっていくという考えでございまして、これについても、はたしてこれで十分かどうかという議論はおありかと思っております。私ももととしてはどうもこれで一応はやっていけるのではないかと、うふうに考えておるわけですが、ただ、先生の御指摘のように、粗大ごみの問題は、もちろん家庭内の大型頑強あるいは耐久消費財の問題がございまして、いま御指摘もございましたように、むしろ産業廃棄物系のものに非常に問題があるわけでございまして、これについてはまた別途、ただいま廃棄物処理法に基づく産業廃棄物の広域処理計画、各都道府県単位につくらせておりますけれども、そういったものの内容を十分検討いたしましたして、それによりまして通産省その他とも十分連絡いたしまして、適正な回収処分体制、そういったものを整備してまいりたいというふうに考えております。

○古川(雅)委員 先ほどたとえに申し上げた古タイヤの不法投棄等について——すでに捨てられているわけでありまして。しかもこれはおそろく、一般家庭の人たちがタイヤを取りかえて古くなった

タイヤを捨てたというよりは、小さな修理工場やあるいはガソリンスタンド等で、かえたその古タイヤをまとめて捨てにいったわけではございません。こういうのは一体今後具体的にどう処理をしていくことになるのか、その点が一点、それから、日本でもそろそろいわゆるボンゴツ車が粗大ごみの中に加えられて憂慮されておりますけれども、これはアメリカでは重大問題になっていまして、けれども、日本でも御承知のとおり、すでに路上放棄が非常に目立ってまいりました。今回のこの粗大ごみについての取り扱いが一般廃棄物に限られておりますが、こうしたボンゴツ自動車のいわゆる粗大ごみとして考えた場合の廃棄処分についても、今後これは対処していかなければならない。この点についてはどういいう見通しを持っていられるのか、この二点について伺います。

○浦田政府委員 現時点におきましては、タイヤというものが廃棄された場合につきましては、ある部分については一般廃棄物として処理されるであろうと考えられます。しかし、その量が膨大にのぼってきた、また将来もそのように予想されますので、これについては先ほど審議官のほうからも御説明しましたように、やはり一つの回収ルートと申しますか、サイクルを考えまして処理していくという体制をはかるべきであるということ、いま関係の団体あるいは運輸省、通産省その他とも相談をしておるところでございまして、それからいわゆるボンゴツ車の処理でございまして、これもやはり同様に考えていくべきで、これらの機械につきましてはいわゆる圧縮機という設備もございまして、これらもやはり一つの回収ルートというものを考えて処理すべきである。これらに関する費用その他は、やはりこれは原則的には利用者の負担である、いろいろなところの具体的負担の技術的な問題については分かれるところがあるかと思っております。そういった方向でもって処理してまいるように、関係各省ともなおこの問題を詰めていきたいと考えております。

○古川(雅)委員 最後に、通産省からおいでをいただいておりますので、一つだけ伺いますが、これからは新に新しい材質あるいは新しい製品がどんどん開発をされていくわけでございまして、これは何らかの形で処理のむずかしさというものを引き起こしてくる可能性を持つわけでありまして、したがって、こうした新製品を開発するに際しましては、当然それらのものの終末的な処理の方法まで考慮に入れてこれを指導する必要があるのではないかと思っております。特にいまの時代の流れから考えてその要請が強いと思いますが、通産省当局も検討していると思っておりますので、その実情について御説明をいただきまして、私の質問を終わります。

○小幡説明員 お答えいたします。プラスチック等が廃棄物になった場合に、これが処理しやすいというようなものを開発いたしますことが最も効果的な廃棄物対策と通産省として考えておるわけでございまして、ここ数年間に易分解性のプラスチックの開発を中心に行なっています。いろいろな研究開発や企業化が行なわれているわけでございまして、すでに企業化されているものには水溶性の樹脂がございまして、現在、紫外線で分解するポリオレフィンや無機物を配合した低発熱量の複合樹脂等の実用化が進められております。また、米国からの技術導入によって、光崩壊性を有するポリオレフィンの企業化計画もございまして、このように、民間におきまして種々の研究開発あるいは企業化が行なわれておるわけでございまして、通産省といたしましては工業技術院傘下の繊維高分子材料研究所におきまして、易分解性プラスチックの研究を進めておるわけでございまして、このように、官民双方で処理性のよいプラスチックの開発が進められておりますが、当省としては、金融とかあるいは税制等の助成措置によりまして、今後ともその開発を強力に推進してまいりたいというふうに考えております。

○森山委員長 次に、大橋敏雄君。

○大橋(敏)委員 大臣に初めにお尋ねいたしますが、いままでは廃棄物の処理問題についていろいろ議論がなされてきたわけでございまして、何はともあれ、ものごとを解決しようと思えば実行、そして行動力というのが非常に重大な要件になるわけではございますが、この行動力、実行力というものは、ものごとの認識、評価の違いによって相当変わってくるわけでございまして、この廃棄物についての大臣のまず認識の程度をお尋ねしてみたいと思っております。と申しますのは、これはちょっとさかのぼりますけれども、政管健保の問題については、これは制度の崩壊の危機だということ、言うならば、厚生省の総力をあげてそれに取り組みたいという感じを外からでも受けるわけですね。それでありながらも、問題はいろいろ出てくるわけでございまして、私はこの廃棄物処理の問題はそれ以上の問題ではないかというぐらいに深刻に考えているわけでございまして、

〔委員長退席、田畑委員長代理着席〕  
大臣はどのような見解のもとに対策に当たろうとなさっているか、最初にお尋ねしておきたいと思っております。

○斎藤国務大臣 この廃棄物の問題はまことにたいへんな問題になるだろうと、私はこの前に厚生省を担当いたしましたときからやましく言っておたわけであります。しかしながら、この産業廃棄物の処理というのはなかなかむずかしい、これはたいへんなことになるといいますが、しかし、そうかといって、ほっておくわけにはいかないというので、審議会その他にも御意見を——いろいろと審議をしてもらって、そして一昨年、廃棄物処理の新しい法律を出してもらった。ところが、これはたいへんなことになる、なるという認識は十分あるわけですが、どういいうように処理をしていったらいいか。産業廃棄物、特に粗大ごみ、これは現実にはそういった処理に当たっておられる府県、市町村等も最近には非常に悩んでこられた。

〔田畑委員長代理退席、小沢(辰)委員長代理着席〕

席

最近はいわゆる地方公共団体の一番の苦悩の問題は何かというと、こういった廃棄物の問題。将来みなそういった意味で、非常に大きな関心と、同時に、このままではどうにもならないということ。それには先ほどもお話があったとおりでありまして、市町村等の財政能力というものの勘案をしてまいらなければならぬと思ひますが、それに付くまでも、やはり中央においてその大きな筋道を立てていくということが必要である、かように考えておるわけでございます。おそまきながら産業廃棄物につきましても、それも含めて五十年までの一応の計画を立てる。おそらく産業廃棄物の計画につきましても、年々事態に応じてまた新しい考え方を織り込んでまいらなければならぬまいか、かように思ふわけでありますが、さようにこの問題は経済の非常な発展と、そうして新しい化学技術の開発による新しい品物の出回りということを考えてみると、容易ならぬ問題だ、かように考えております。

○大橋(敏)委員 廃棄物は、その量といい、その質といい、形といい、従前のそれとはもう大きく変化したわけですね。御承知のとおりに四十六年九月二十八日に東京都知事はごみ戦争を宣言したわけですね。

そのときの本会議場での会議録の中にこういうことばがあるんですね。「迫りくるゴミの危機は、都民の生活を脅かすものであります。したがって、その対策は、いま最も急がなければなりません。今日、一日遅れることは、将来取り返しのつかない結果を招くであります。これは非常に深刻な認識のもとにその対策に当たろうとしている表現と私は受け取っているわけでございますが、大臣として、決して軽々しい気持ちではない。だからこそこのような法案を出したとおっしゃるのでしようけれども、私はちょっと疑問に感ずることが一、二あるわけですね。それは、産業廃棄物処理法案が昨年暮れの国会で成立したわけですね。ところが、それが発効したのは去年の九月でございます。

ます。そこに九カ月間という足踏み状態があったという現実があるのです。私は、そこに、深刻な状態をとらえている廃棄物問題に対する姿勢といえますか、それを行なおうという厚生省、そして大臣のその姿勢がどうか、何かなまぬるいものを感じずるわけですが、この九カ月間も足踏みをしたという理由は一切何だったのか、これをお尋ねいたします。

○浦田政府委員 今回の整備計画案、これは従来のものと違ひまして、産業廃棄物の処理という問題が大きく出てきておるわけでございます。先ほど先生も申されましたように、一昨年の清掃法の改正については、その辺の処理ということをして……

○大橋(敏)委員 時間があまりないから、要点をすばと答えてください。

○浦田政府委員 それでは、新しく処理法が発足したわけでございまして、新しい問題として起こった産業廃棄物、これは実はその最終的な定義あるいは処分法の基準といったような高度の専門的な技術を要することございまして、関係専門家にまかして、政令作成の段階で技術面の検討を進めていただいたのでございまして、それが、結果として政令を發布するぎりぎりの九月二十四日までかかった、そういう経過があるのでございまして。

○大橋(敏)委員 何かわかるようなわからぬような御答弁をなさったわけですね。私、私が仄聞するところによりますと、廃棄物の定義及び区分というものがこの法の中にあります。その中に、「この法律において廃棄物とは、ごみ、粗大ごみ、燃えがら、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの」のものをいう、この「その他」というところ、その二番目に、「この法律において、産業廃棄物とは、事業活動に伴つて生じた廃棄物のうち」政令で定めるものをいい、「一般廃棄物とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう」ものと

すること、このように定義づけられているわけですね。そのいわゆる政令で定めるところ、これがなかなかまとまらなかつた、規定できなかったのだということを裏返せば、企業利益をあまりにも配慮し過ぎておくれたのだ、このように私は聞いています。これは確かにそういうこともいえるかもしれません。その次に、事業者の責務の中で、産業廃棄物ときまれば、それを事業者がみずから処理する義務を負わされるのですから、非常に問題点であつたらうとは思ひますけれども、私は、厚生省の姿勢としてはあまりにも弱い姿勢ではなかつたのか、もつとはっきり適切にそして迅速にものごとを処理し、そして判断をして行政の進展をはかつていくべきだ、こういうふうに思ふのです。どうでしょうか、この点はそういうこともあつたでしょう。

○會根田政府委員 この法律の猶予期間をどう見るかというところは、公害国会で十四の新法あるいは改正案の立法を行なつたわけでありまして、多くの公害関係規制法は六カ月の猶予期間といたうことであつたのでございまして、この法律につきましても、当時、私も事務的に、法律にきめなければいかぬ、そうしますと、大体達観いたしまして、当然専門家の意見等も聞かなければならぬわけでございますから、やはり六カ月では無理ではないか、といつて一年ということもあまりに長過ぎるということで、九カ月ということにいたしました。海洋汚染防止法のように一年六カ月というやうなものもございまして、その後の作業の実態もまた同じやうな、やはり実際には九カ月ぐらしかつたわけでございますが、大体この程度は常識的にかかるだらう、そういうことだけで猶予期間をきめたわけでございます。

○大橋(敏)委員 法律を出す段階で、その程度のこととはほんとうはすでに検討済みであるはずなんです。問題は、言ひようはいろいろありましよう。しかしながら、私がまだまだ厚生省のこうした廃棄物処理に対する認識が甘いといふのは、これまで清掃義務は市町村にゆだねられていたわけですから、どうしてもその認識が甘いのではないか。ひとつこの期に及んでその認識を深めていただく、もつと積極な姿勢で対処してもらいたいということですね。

それから、この法案の中には、いまさつき申し上げましたように、産業廃棄物というのは事業者が自己処理義務を課しているわけでございまして、けれども、またそのあとには、都道府県は産業廃棄物の状況を把握し、産業廃棄物の適正な処理が行なわれるようつとめなければならぬものとなつておるわけですね。そうならば、当然この法律の趣旨に基づいて、その対応策として、各都道府県でも産業廃棄物の実態調査がなされたものと私は思ふのでございまして、そういう報告は寄せられたでしょうか。その点はどうでしょうか。

○浦田政府委員 産業廃棄物を中心とする処理計画、これは都道府県知事が総合的な計画を立てるというところで、法律に基づいてその実施を推進しているところでございますが、私も現在までに各都道府県を通じて、あるいは各都道府県の計画を徴したところでは、具体的な計画を持つてゐるのは大阪それから愛知県、東京都、神奈川県それから山形県、長野県等の都道府県でございます。それから兵庫も入っております。これは処理計画が実際に策定中の県であります。これは処理計画が完了してゐるものと、現行調査を実施中のところが宮城、新潟等十一府県というやうなことで、全国的に見ました場合に、合計いたしますと三十四、五都道府県ということになります。それ以外のところにつきましては、現在具体的な調査計画あるいは産業廃棄物について処理計画を考えていくといったやうな実態がまだ薄かろうというふうな考慮をしております。しかしながら、今後の進みぐあいにあります。さらに

該当の、まだそのような調査をしていない府県に ついても、実情に応じて調査を進めさせる、ある いはさらに具体的な計画を策定していくというこ とで、現在のところ、各都道府県に属する産 業廃棄物の処理計画につきましても、このような 実態になっております。

○大橋(敏)委員 私は実態の把握がとにかく先決 問題だ、こう思うわけです。何をしようにも現実 が把握されないというわけですね。質も量も ともに急増の傾向にあるわけですから、その 発生量、種類、質、これを明確にいか把握する かとということが第一条件です。いまのお答えでは まだまだなまぬい感で、話にならぬというこ とでございます。

実際問題として、私もある本を読みましたところ 東京の一例が出ておりました。それを読みなが ら然としたわけですね。これは東京では一千工場 にアンケートを出して調査をしたらいいのです。 回答を寄せたのはわずかに三五・五%であったと いうわけです。その理由として考えられているの は、企業側が、忙しくてそんな調査までだして おります、つまり廃棄物の管理上のルーズさとい うものもこれはあるだろうというわけです。と 同時に、企業の秘密を守るといふ考えからむしろ そういうアンケートに応じなかった。それは専門 家が見ますと、どのような、どのくらいのごみ量 が出て、その成分はどういうものかということと 大体企業実態が推測できる、割り出されるんだそ うですよ。そういうこともあっておそれるんだと いったんではないかといっているんですけれども、 こういうことから不法投棄等もなされている ではないか、非常に懸念を抱くところであります。 いずれにいたしましても、この実態調査が実行 され、しかも正しい姿勢が把握されるように もっと強力な指導をお願いしたいと思うのです。 これは大臣の立場からどんなお考えで今後これに 臨まれるかお伺いしたいと思います。

○斎藤國務大臣 おっしゃる通りにこの実態をつ

かみ、そして都道府県、市町村が一生懸命やっ て くれるということがまず第一に肝要でございま す。これがなければとうていうまく運営をされな い、かように思いますので、今後一そうその方面 に強力に打ち込んでもらうように、関係団体また 関係工業団体を指導してまいりたい、かように思 います。

○大橋(敏)委員 ちょっと前に戻りますけれども、 先ほどの東京のアンケート調査の結果ですけ れども、これは処分方法について回答があったも のですけれども、これは全体で千六十七万トンの うちに、自社処分をしているというのが六〇%、 残りが委託をしておりますと答えております。も ちろんアンケートの設問は、その処分方法は埋 め立てあるいは焼却、海洋投棄、その他となっ ているわけですね。その他というところがたれ流しと 不法投棄等も含むと私は考えるわけですから、こ の処分先については七八%がその他の項で 答えているわけですね。これは私が問題だと思いま す。私もにわかにはその七八%の、その他と答えた ものが不法投棄をやっている、たれ流しをやっ ているとは思いたくないのでございましてけれども、 これは濃厚ですね。こういう点についてどうお考 えになりますか。

○浦田政府委員 東京都が行ないました実態調査 は、私も承知いたしております。ここで申し上げ たいのは、この調査を実施した期間が昭和四十五 年の十月一日から昭和四十五年の十二月二十一日 までの間の調査でございまして、したがって、 廃棄物処理法の制定以前の調査でございまして、 このような実態があったということが一つは私ど もに法改正の動機づけとなったところでもござい ますが、このようなことに対しては、今回の 新しき法律に基づきまして、法律の第十八条の都 道府県知事の報告徴収の権限、それから企業側 の報告を出す義務、十九条には必要な立ち入り検 査をするという権限も与えられておるといふこと をもって、私どもはこれからの新しい法律の運用 並びにそれを裏づける緊急整備措置法というもの

でもって、御指摘のような事実の解消、改善に進 むように当該自治体を強力に指導してまいりたい と考えております。

○大橋(敏)委員 じゃ次に移りますけれども、こ れは厚生省環境整備課編「廃棄物処理法の解説」 という本ですね、私これを読んでおりました、こ れはどういうものだろうか疑問を抱いたところ が一つあります。というのは、この廃棄物処理 法の中に産業廃棄物は事業者の自己処理義務をつ けたというところは非常に前進である、先進諸国並 みである、こういうふうな私感しておったんです けれども、それはいいんですが、この「事業者の 責務」の中で、これは「廃棄物の処理及び清掃に 関する法律の施行について」として環境衛生局長 通知ですが、この中では三三三ページになるん ですけども、こういうことがあるんです。その二 項目にあるんですが、「事業者は、その事業活動に 伴って生ずる製品等が廃棄物となった場合におい て、市町村の清掃事業等が処理困難な事態に至ら ないようにしなければならぬものであること。」 とうあるんですね。よろしいですか。これは私は 字句として理解できないわけじゃない。ところが 実態的には問題だと思っております。なぜならば、 適正な処理が困難になる事態とは一体どういうこ とをいっているのだ、こういうことですね。事業 者は市町村が適正な処理が困難になるような事態 にはしてはいけない、こういっているんですけれ ども、じゃそれはどういうことなのか。これはどう いうことなんでしょうか。

○浦田政府委員 廃棄物の処理は、従来の考え方 といいたしましても、今後の大綱的な考え方とい いたしましても、まず実質的には市町村の責任で行な うということに相なるわけでございます。ところが 実際には考えてみますと、この市町村の責任で果 たす廃棄物の処理事業というのは、ケース・バ イ・ケースで考えた場合にはかなり幅があるとい うことはいえると思います。問題はその地域に出 ます一切の廃棄物、産業廃棄物を含めまして適正 な処理を確実にやっていく方法の担保いかんとい

うことであらうと思えます。したがって、適 正な処理基準と申しますか、要するに市町村で処 理困難な廃棄物にかかる基準と申しますか、こう いったようなことを実際の問題として考えました 場合に、私どもはむしろ個々の市町村の実施計画 というものの中で、あるいは都道府県におきま す産業廃棄物の実際の処理計画というものの 中で、個々に、具体的に考えていくべきである。と 申しますのは、これは手数料その他終局における 企業者責任という問題は別といたしまして、最終 処分地、あるいは場合によりまして処理困難な、 たとえば先ほど出てまいりましたプラスチックと か、あるいはその他の有害な廃棄物といったよう なことになりまして、これは実態に即して、市 町村なり都道府県のほうがこれに対してその分 だけ出ていくということによって最終的に確実な 処理ということが担保されることになりまして、 こういう点もございまして、私どもは個々 の実態に応じて、こどももって指導してまいるの が適切じゃないかと考えております。いままでの 例といたしましては、プラスチックといったよう なものが現実問題としてあったわけございま す。

○大橋(敏)委員 大臣、いま局長さんいろいろ答 えたのですけれども、私は話としてはわかるので すが、市町村によってずいぶん事情が違うわけ ですよ。何を基準にしたらいのか実は戸惑うだろ うと思っております。だから、ある市では企業だけ をほんぶん責めている、ある一事業者だけを責め ているという場合も起こってくるわけですね。むし ろこの程度のプラスチックが混入されるよう な、何%ぐらいが混入されるようになれば、こ れは市町村のあれを困難ならしめるのだとか、た とえばですよ、こういうふうなある程度の基準を 厚生省のほうで定めてやらないと、現実問題とし て非常に問題が起る、公平を欠く感じがするの です。その点どう思われますか。

○斎藤國務大臣 大体御意見のように思います が、現実には各市町村によって処理能力も非常に違



う。こういうことで、さしあたってとにかくその市町村の処理能力に合うようなやり方をやれ、こういうことでその市町村と、その市町村にある企業と話し合ってやってもらうというのが、まず手とり早いだろうということ、そういうことになったのだからと私は推察をいたしております。基本的には御意見のとおりでございます。

○大橋(敏)委員 時間がないので残念ですが、こここのところはもう少し掘り下げて考えてほしいですね。企業はもうやりきれないだけ問題になっておりますから、いいかげんではなくて、おられますよ。まじめに真剣に考えていろいろ対策を進めておりますから、それに対応するだけの考えで行政に当たっていかねばならぬと思うのです。

時間がたつから次へ移りますけれども、廃棄物処理施設設計計画で、四十七年から五十年までに総額五百億円が策定されておりますが、これが負担割合、国と県あるいは市の負担割合がまだはっきりしてないという点ですけれども、この点はどうなんですか。

○曾根田政府委員 四カ年計画の事業量、投資額等につきましては、お手元にお配りいたしてございます資料の中で、産業廃棄物がたてまのよう五百億円というふうに一応定めてございますけれども、この負担割合につきましては、これは産業廃棄物でございますから、本来的には国庫補助ということにはなじまないのではないかと。ただ事業者責任に関する法律等が制定される以前の、四十六年度においては一億円の補助金も計上されました、また四十七年度におきましても二億円というふうな補助金が計上されておりますけれども、これはいわゆるそういう意味の産業廃棄物に対する補助金という考えよりも、むしろ都市系の廃棄物、つまり下水道の終末処理場、あるいは水道の浄化槽、上水道等からの汚泥、そういったものに着眼しての補助金でございます。全体といたしましては、やはりこれは原則としては起債等によるべきものではないかというふうに考えております。

す。

○大橋(敏)委員 この配分については非常に関心があるから、寄附されておりますから、やはりあたたかいといえます。なるほどと納得のいくような中身で決定していただきたい。これは自治省、大蔵省とも大いに関係あると思いますから、厚生省のほうからその中身をよく指示してもらいたいと思っております。

それから、もう時間がございませんで次へ移りますが、廃プラスチック対策について関係各省でいろいろ推進されておると思うのですけれども、たとえば厚生省においてはプラスチック廃棄物対策懇談会、あるいは日本環境衛生センターの都市ゴミ中のプラスチックの処理処分に関する研究委員会等があると思っております。あるいは通産省ではA.T.開発委員会ポリ容器問題分科会、あるいは農林省は食品産業センター廃プラスチック処理に関する研究会等々があると思うのですけれども、時間が非常に迫っておりますから、それぞれ要点をかいつまんでちょっと御報告願いたいと思っております。

○浦田政府委員 厚生省といたしましては、まず第一点といたしましてプラスチックの廃棄物を、家庭から出るものにつきましては、施設の高度化というものであつて、ある程度混入率が高まるものについても対応できるようにしたいということ、それが第一点でございます。

それから第二点といたしましては、プラスチックを、いままで何と申しますか無節操に使っておりました、これらについて使用の規制をいたしたい。またいま現にとつております問題といたしましては、それぞれの企業者、メーカーのほうでもって、それぞれの段階における回収といったようなことを、また消費者側のはうへの御協力といったことは、包装をできるだけ簡易にするといったようなことを進めておるところでございますが、さらにこれらの問題については関係各省とも協議して、その早急な解決に当たりたいということで、研究その他についても進めているところ

でございます。

○小幡説明員 通産省といたしましては、昨年施行されました廃棄物の処理及び清掃に関する法律によりまして、プラスチックの産業系廃棄物は、その排出者が処理する責任が課せられたということから、これらの事業者を所管いたしました当省といたしましては、これらの廃プラスチックが適切に処理されるよう指導する責任があるというふうに考えておるわけでございます。

それで当省といたしましては、処理費用の低減とか資源の有効利用という観点から、できるだけプラスチック廃棄物を有効利用する必要があるというふうに考えておりますが、焼却にいたしましても、有効利用にいたしましても、その技術の開発が必要不可欠でございます。

そこで、当省工業技術院傘下の試験研究機関におきまして、昭和四十五年から廃プラスチックの切断、破碎、焼却、分解等の基礎的研究を進めておるわけでございます。一方民間におきましても、焼却炉の研究、再生利用、分解による燃料油の製造、熱回収等の研究開発が進められているわけでございまして、実用化にはいまだ一歩の開発が必要

な状況でございます。

そこで当省といたしましては、関係のプラスチックメーカーを指導いたしまして、これらのメーカーが中心になりまして、プラスチック処理研究協会というものを昨年設立されたわけでございます。この協会は現在千葉県船橋の試験工場におきまして、再生利用の実証プラントを運転しております。また近々埼玉県越谷におきまして、専焼炉の実証プラントを建設する予定になっております。

また四十七年度にはこの協会の改組いたしまして、廃プラスチック有効利用促進協会、仮称でございますが、これを設立することを現在指導しております。これによりまして、プラスチック製造業者等の負担によりまして、実際に廃プラスチックの処理、有効利用事業を実施するようにしたいと考えております。さらに加工業者の廃プラスチック

チックにつきましては、この協会が政府の補助金を得まして、その有効利用事業者に対する事業資金の借り入れについて、債務保証による資金面の援助を行なうということになっております。

このほか廃プラスチックといたしましては、その処理に対する金融、税制上の特別措置をとるなどいたしまして、総合的な処理対策を講じておるわけでございますが、今後とも一そうこのような措置を強化することによって、問題の解決に寄与してまいりたいと考えております。

○関根説明員 先ほどお話のありました食品産業センターにおきましては、食品業界全体の問題についていろいろ調査をし、あるいは技術開発等を行なっているわけでございまして、その中で特に廃プラスチック問題が最近非常に問題となつてきております。食品産業センターといたしましても、食品の技術の開発をはかるといういろいろ検討を行なっておりますが、その一環といたしまして廃プラスチックの処理についての検討の分科会を設けたわけでございます。

ただ、先ほどお話のございましたように、非常に実情の把握が困難な段階でございます。その研究会におきまして四回にわたりました、昨年の七月からことしの二月まででございますが、実情の把握、それから関係の学識経験者あるいは関係機関というところからその廃プラスチックの技術の現状なり、あるいはプラスチック容器の実際に持つておる問題点、現状というものを聞きまして、それについて業界としての対策を検討しているというのが実情でございます。

○大橋(敏)委員 時間がないので非常に残念でございますけれども、通産省も、農林省の方も、廃プラスチックに関するいままでのお話の詳しい資料を後ほどでございまして、届けていただきたいと思います。よろしいですね。厚生省も、これは同じです。廃プラスチックのやつですね。

それから、要するに、このように各省とも廃棄物の中におけるプラスチック関係というものが、にわかに重要な問題になっているということで推



で、もう計画を変更しなければならぬという計画のずさんさ、これはやはり何か欠けたものがあるんじゃないかと思われるわけであります。その点は、今後のためにひとつ、とくと伺っておきたいと思ひます。

○浦田政府委員 廃棄物処理法が施行されました、その後の実施、運用状況でございますが、まず私どもは、この法の解釈等につきまして通牒その他、あるいは会談といったものを通じて、その普及につとめてまいりました。さらに去る五月十五日付で、法全般の運用状況についての報告を各都道府県に求めておるところでございます。

実は現在までのところ、その報告が数県からしかまだ来ておりませんが、それによりまして、数県の中の市町村の数は三百九十八市町村で、九十九の市町村が、この法律に基づいて条例を定めております。それから五十の市町村が指定区域の公示を行なっております。

また新しく取り上げました計画の中といたしまして、産業廃棄物の処理計画でございますが、これらすでに排出実態調査を完了した都道府県が十五、実態調査中の県が十一といったような状況でございます。

特に問題になった点はどうかということでございますが、私どものいままで受けた報告その他の点から勘案いたしますと、産業廃棄物の実際の把握が、これは法の施行後日も浅いという点もございまして不十分であったようでございます。それから二年たつて計画の中身を変えたということでございますが、私どもは、いま御審議願っております中身をなします整備計画案につきましては、確かに三、四年くらい前からその準備作業を進めておりましたが、最終的にこのような案でいこうというふうに定めましたのは、今回が初めてでございます。その経過中では、いろいろと数字が出されたということは事実でございます。しかしながら、先ほどお話し申し上げました五十年を終年とする事業計画の中身、計画案は今回最終的にきまつたのでございます。

○島本委員 そうすると、この計画を実施しますと、産業廃棄物並びに一般廃棄物の処理の施設が整備されることによつて今後安定した、こういうものの運営ができる、こういうふうな考えならば、しゅうございませうか。また二、三年たつたならば、これを変更しなければならぬような状態になるのですか、また来年あたりすぐ変更するような状態を招来するのですか、その見通しをお伺いしておきます。

○浦田政府委員 今後の計画案に盛り込まれた事業計画の量等につきましては、私どもは五十年まで対応できるものというふうに考えて努力したつもりでございます。

○島本委員 最近PCB、いわゆるポリ塩化ビフェニールの汚染が大問題になっておりますが、このPCBを含む製品について廃棄物処理の立場からどのように処理なさつていらっしゃるのでしょうか。

○浦田政府委員 PCBを含む製品全般、これをまず私どもはできるだけそれぞれの場面において回収してもらいたいということを考えております。幸い通産省は閉鎖系のものにつきましては、きちんとして処理できる施設をもつて、この詰めかえをやるということ、事実上回収のサイクルを進めていくというふうに計画を進めておると聞いております。もう一つは、開放系のものにつきましては、今後は使用を禁止する、ないしは規制するというところで、これは私どものほうからも申し入れもいたしまして、通産省としては事実上この問題についてはすでに手を打っておるところでございます。

それから全般的な製造につきましても、国内での製造は停止するというたてまえでもつて、七月以降においては事実上国内の生産はなくなるのではないかと、このように見ております。

さて問題は、すでに環境の中に放出されてしまったPCB、ことに開放系のPCB等でございますが、これらは率直に申しまして、これを回収するということは現実問題として非常に困難でございます。

でございます。これらに対してどうなるかということでございますが、私どもはこの量のウェイトというものを推測いたしましたところ、大体全重量の三、四割というふうな推算いたしておりますが、結局これがこれから数年の間に徐々にそれだけのルートを通じて、終局的には清掃処理施設のほうに運び込まれるということに相なりうかと思ひます。私どもはこれが焼却された場合、大気汚染に關与する度合いというものを憂慮いたしまして、現在のところ実態の調査をある施設について行なっております。

この、いままで施設について行ないました結果は、実はほとんど検出されてないという状況でございます。万一検出されても非常に微量であつたといつたようなことでございますが、私どもやはりPCBの大気汚染への影響あるいは環境汚染への影響ということ、今後とも主要な施設を中心としながらその実態について究明してまいりまして、人体の健康への影響というものを極力阻止してまいりたい。また終局的には食品を通じて人体に摂取されるわけでございますので、これもいま調査を急いでおりますが、六月中にいわゆる最大摂取量と申しますか、その基準を暫定的にきめていただくように、すでに具体的な作業を専門家の先生方にお集まり願ひまして進めておるところでございます。

○島本委員 そうすると、これは現在その処理施設を完全にして人体への影響ないように、食物への影響ないように考えたいということのようであります。

大体開放系と閉鎖系のものがあります。通産省、この開放系のものの処理、閉鎖系のものの処理、これは全部厚生省にやらせるのですか、それとも業界にこれを義務づけるのですか。

○小幡説明員 通産省といたしましては、ただいま閉鎖系につきましては、そのうち熱媒体、それからトランス、コンデンサーがあるわけでありまして、これらの機器に入っている液状のPCBが回収された場合は、これはPCBのメーカー

が焼却炉を建設いたしましたして、これを処理するという方針で、そのように指導しておるわけでございます。

それから開放系のうちで感圧紙につきましましては、これは現在固体の感圧紙を焼却する技術というものがまだ開発されておられません。これは現在学識経験者あるいはPCBのメーカー等委員会をつくりまして、その焼却技術の検討をしておるわけでございます。その技術の見込みがつかましたならば、それによつて焼却炉を建設させまして、これを焼却するという方針を立てております。

それから、同様にコンデンサーでPCBが含まれたもの、これもやはり感圧紙と同様なことになるわけでございますが、この焼却につきましても電気機器メーカーを中心といたしまして委員会を設けまして、その技術の検討をさせておるわけでございます。

それから、その他の開放系につきましましては、これはすでに生産及び使用を禁止しておるわけでございますが、過去において出回つたものにつきましては、なかなかその追跡が困難ではございまして、けれども、これが、この中で回収できるものは回収し、その処理につきましましては、これもまた例えば印刷インクというふうなものにつきましましては、まだどうやって処理していいかという点の目鼻がついておりませんが、この処理を検討いたさせまして、メーカーによつて処理させるという方針でございます。

○島本委員 このPCBの場合は、特に九月一日までに全部製造禁止、それを自主的に六月段階でもう製造禁止して、これは鐘化、三菱モンスター、こういうふうなことになるておりますが、いままで昭和二十九年から市中に出回つておるもの、ストックその他を入れると約一万吨をこえているんじゃないか、こう思われるわけですか。今後やはり人体への影響を考えると、その回収等についても厚生省では十分考えた、こういうふうなことのようでありまして、感圧紙の回収をはかつて、そしてこれをだれが処理するのですか。メー

カーが処理ですか、通産省が処理ですか、これはどういうふうに考えますか、感圧紙の場合、開放系の場合。

○小幡説明員 私のできませんので、私が自信をもってお答えすることができないのが残念でございますけれども、これはもちろん、メーカーに責任がないとは私も考えておりません。したがって、メーカーだけの責任で処理させることかどうかという点につきましては、私もここで答えできかねますけれども、しかしメーカーもその責任の一部をなす、これを処理するという方向で考えるのが筋であろうかと思えます。

○島本委員 この感圧紙の場合は、官庁にもまだストックがあるはずで、郵政省には、ことに現場関係では相当にストックがあるはずであります。使っていないのであります。そのままだしておくのか、それを処理するのは産業廃棄物として処理するのか、一般廃棄物として処理するのか、これは厚生省、どっちのほうによって処理するのですか。

○曾根田政府委員 これは産業廃棄物処理法上、産業廃棄物があるいは一般廃棄物かという議論に必ずしもこだわらないで、特殊のケースでもございまして、先ほど通産省からお話ございましたように、メーカーを中心とした、あるいはユーザー等による保管、これはあくまで臨時的なものでございまして、いずれは感圧紙等の処理、処分の方法というものを早急に開発するわけでございまして、それまでの間は臨時の保管でございまして、保管を厳重にやっていたら、最終的な処分は近く解決がつくわけでございまして、そういう形で、いわば一種の行政指導によって措置して十分ではないかというふうに考えております。

○島本委員 それはもう、いわゆる業者負担によってやらせるのが産業廃棄物、それから厚生省がサービスとして住民のためにやるのが、いわゆる一般廃棄物。感圧紙の場合はもう紙であります。紙である場合にはストックとして置いてある。

これをどういうふうにして処理するのか。処理の方法はないのですか。開発中なんですか、それとも、なければこれをどうするのですか。人体にそのままだ影響するではありませんか。

○小幡説明員 感圧紙そのものを現在無公害に処理するという技術は、まだはつきりこれであるというものはできていないわけではございますが、しかし液体のPCBは千三百度以上の温度で焼却すれば完全にPCBが分解するということがわかっておるわけでございます。これにやはり準じまして、同様の温度をいかにしたら感圧紙のような固体に与え得ることができるといことが、やはりポイントになるのではないかと思います。で、その点を中心といたしまして、現在識者が集まって、その検討をいたしておるわけでございまして、その長い時間をかけなくとも、これについての技術的な開発のめどはできるのではないかとこのように期待をしております。

○島本委員 この法案は期待法案ですか。現実的に即して、これは直ちに処理しなければならぬ現実性を持っているんじゃないか。これはやはり将来に期待するための処理法じゃないかと思うのです。まして、いま千三百度と言いますが、そのとおりですか。塩素系のものをとることによって、分離させることによつて、六百度でもいいというふうな方法も開発されているはずで、この点は、こういうふうな開発はされておつても、業者にその責任を負わせないままに、ただつくらし、もうけさせて、そうしてその被害だけを与えて、そうしてあとは処理に困る。こういうふうなやり方は、通産省として指導すべきじゃないのです。

一体、感圧紙は業者の処理になるのか、一般処理になるのか、どっちになるのですか。これははっきりしてくださいます。

とおりでございます。いま御指摘の感圧紙そのものについて考えますと、これはやはり趣旨から申しますと、いわゆる企業サイドにおいて処理すべき問題だというふうに考えております。ただ、いまその実効をあげるために、それぞれの立場における協力と申しますか、指導と申しますか、そういったこともあわせて考えていく必要があるというところでございます。

それから感圧紙は、先ほど通産省のほうからも説明がございましたが、いまのところ最終的に公害を起こさないで処理するという施設、技術は開発されていらないのでございます。しかし、その見通しとしては十分にあるわけでございます。それまでの間において、それぞれそれを持っている人の責任において保管しろということが、現在考えておる応急の策でございます。いずれ、これは施設が完備いたしましたとして、その処理技術が完成いたしましたと、そのルートによつて、先ほどの業者側の責任を主体とした形でもってこれを処理するということが相なるかと思えます。

○島本委員 その管理の責任はどなたが持つのですか。

○浦田政府委員 企業者側にあります場合には、もちろんその所有権を持つ企業者の責任ということになるわけでございまして、それから、自治体、官庁ということになりますと、それぞれの施設の長ということに相なるかと思えます。問題は、すでに一般民間に配布されておるというものについてどうかということでございますが、これはやはり行政指導で、できるだけそれぞれのルートを通じて製造元なり販売元というふうなものに個々に引き渡す、そのような行政指導で対応する問題であると考えております。

具体的な問題につきましては、いま環境庁を中心として、いろいろとそこら辺の方針というものを詰めている段階でございます。

○島本委員 閉鎖系のものはわかります。使っている先もわかります。メーカーもわかっています。この開放系のはメーカーを全部把握してござ

いますか。

○小幡説明員 開放系のPCBを使用いたしまして製品をつくるというメーカーにつきましては、昨年来調査をいたしております。しかし、非常にわずかな数量を使つておるところが多いようでございまして、現在までに全部調査し切れていないのは実は考えておりません。そこで、先月も重ねて、開放系を使用しているのではないかと考えられる団体に対して、PCBを使用している企業についての報告を求めておるわけでございまして、現在逐次報告が行なわれているという段階でございます。

○島本委員 生産企業全体をつかんでいますか。

○小幡説明員 生産企業といたしましては、塗料、印刷インク、可塑剤等……。

○島本委員 つかんでいくかどうかです。それは全部把握してありますか。

○小幡説明員 現在の段階では一〇〇％把握はいたしておりますが、現在そのために調査を続行中でございます。

○島本委員 もうすでに一万トンを超えるようなストックがあるということですか。それはまあ閉鎖系の場合は別として、開放系の場合、特に感圧紙のようなのは、紙でございます。紙でございますから、くずにしてやるとそのまま流れるか、または一般廃棄物として処理されるのです。そしてそのまま分解されませんから、空中に飛ぶのです。空中に飛んで、またこれが植物の上にかかるのです。そして母乳の中に蓄積され、人間のあぶらの中にいった場合は、そのままで、からだの外に出ないのです。だんだん蓄積されていくのです。またヘドロになって海に流れて、それが全部海の中を回って、結局プランクトンから小魚から鯨の果てまで、すでにPCBの被害者になっているわけ

です。

そういうふうな状態の中で、これをつくっているメーカーも十分把握していないというのは怠慢じゃありませんか。これは世界の問題なんです。

○小幡説明員 私、ちょっと誤解しております

けれども、感圧紙メーカーは全部で四社ござい  
す。これは把握しております。

○島本委員 その名前をちょっと聞かしてくださ  
い。

○小幡説明員 私、実は感圧紙については所管し  
ておりませんので、現在正確に四社の名前を記憶  
しておりませんので、後刻御報告いたしたいと思  
います。

○島本委員 あまり無理は言いませんが、少しや  
り方がずさんなんです。それはわかっているのだ  
す。なお、これはそういうような場合に、厚生省  
のほうでは一般廃棄物として全部混入して処理さ  
れる場合が予想されるのです。保管するといつて  
も、じゃ、だれが保管するのですか。一般業者に  
保管させるのか、個人なり官庁が保管するのか、  
その責任をはっきりしておかないと、いまのよう  
に一般廃棄物にしておくと、百度、三百度の温度  
になると、空中に飛散して、それがまた人間の被  
害になって戻るので、こういう危険な状態にある  
のに、それもやらないで将来に処理を持ち越す  
というのは、少し私は不安なんです。この点は万  
感なきを期することができましようか。

○倉根田政府委員 一般廃棄物としてとらえられ  
た場合二つあるわけですが、一つは会社  
あるいは役所等から出る、あるいは現に保管して  
いる感圧紙、これは法律上は産業廃棄物の分類に  
は入りませんけれども、事業活動に伴うものでござ  
いますから、一般廃棄物ではあっても、事業主  
の責任は当然にかぶってまいりますし、それから  
また法律上一般廃棄物でありまして、この廃棄  
物処理法の六条に、市町村長は事業活動に伴う一  
般廃棄物について指示することができると。たとえ  
ば大量の一般廃棄物を持ち込まれると市町村が困  
るような場合に、運搬の場所、方法等を指示する  
ことができる、そういうことがございますので、  
これは制度的にもある程度担保できる。また現に、  
そういった法律上の指示に必ずしも基づかない行  
政措置として、大口ユーザーに保管を指示して  
おるところでございます。

第一類第七号 社会労働委員会議録第三十五号

昭和四十七年六月八日

問題は一般家庭に入ってきた閉鎖系の、あるい  
は開放系のPCBをどうするかということござい  
ますけれども、この問題は先ほども申し上げま  
したように、感圧紙を除きますと、大部分は閉鎖  
系でございますし、量的に全体の三ないし四程  
度であるということと考えますと、これについて  
は、いわば従来のプラスチックと同じような考え  
方で、徐々に市町村の清掃サービス体系で処理す  
ることに著しい問題を生ずることはまずないだろ  
う。ただ念のためでありますから、私も清掃施  
設の中で、これがどのような支障があるかにつ  
いて実態調査をやっておりますけれども、大体そ  
う問題は無いのではないかとこのように考えてお  
ります。

○島本委員 では閉鎖系のものの処理は、全部業  
者にやらせることになりませんか。

○小幡説明員 閉鎖系のもののうち、液状のもの  
につきましても、これはPCBのメーカーのど  
ろに回収いたしまして、その焼却炉で焼却させ  
るという方針を立てております。それから閉鎖系  
のものであってもコンデンサーにつきましても、  
これは感圧紙と同様な事情がございます。その  
焼却あるいは処理技術及びその体制につきま  
して、現在検討中でございます。

○島本委員 検討中というのは、結論がいつかは  
出るということなんですか。あまり遠い先では、  
これは何もならないということになります。では  
現在は、この閉鎖系のもの、また抜き出すこと  
のできる液状のものは完全に処理してございま  
すか。そういう施設は現在あるのですか。

○小幡説明員 液状のものにつきましては焼却処  
理施設は、現在PCBメーカー二社におきまして、  
それぞれ所有しておるわけでございますが、しか  
し、今後回収されてくる量を考えますと、現在の  
焼却施設の能力ではとても足りないということが  
わかっておりますので、近々回収の見通しも立つ  
ことと思っております。それに基きまして、PC  
Bメーカーに焼却炉の増設をいたさせるよう指導  
するつもりでございます。

○島本委員 まだどうもはっきりしないですね。  
その場合に、通産省は厚生省と、このいろいろな  
処理の関係についての打ち合わせをしますか。

○小幡説明員 通産省もいろいろPCBについて  
対策を講じておるわけでございますが、これらの  
対策は環境庁主催の各省連絡会議にかけまして、  
その施策の一環として推進してまいりたいわけ  
でございますので、厚生省とも十分連絡はとりま  
す。

○島本委員 それを処理する場合には、結局、活  
性炭を使用して焼却しますが、活性炭は残ります。  
その場合の活性炭の処理はどういうふうにして  
するのですか。

○小幡説明員 先生御指摘のとおり、活性炭を使  
用するわけでございますが、その活性炭の中に微  
量のPCBが吸着されるわけでございます。現在  
液状のものの処理は技術的に可能と申しまし  
が、そういう固形物の処理というのは、まだ技術  
的に解決されておられません。したがって、こ  
れをどうするかという問題は当然あるわけござ  
いますけれども、現在のところでは、まだ活性炭  
の使用量が少ないわけでございますので、これは  
そのままだラムかんに閉鎖して入れて、保管を  
しておるわけでございます。いずれ、この焼却技  
術というものも開発しなければならぬと存じて  
おります。

○島本委員 数少ないと言いますけれども、兵庫  
県の高砂市にある鑛化のあの工場には三千本ドラ  
ムかんに入れたまま放置してあって、これは数少  
ないのですか。

○小幡説明員 鑛化に現在ドラムかんが三千本積  
まれているというように聞いておりますが、これ  
は回収されました液状のPCBを保管しているド  
ラムかんの数でございます。活性炭につきまし  
ては、いままでのところでは五、六本程度とい  
うように聞いております。

○島本委員 そのとおりなんです。やはりあなた  
はよく知っている。ただし、その処理ができない  
ままにためてある。施設がないのです。一カ月三  
十トンです。それを誇大広告して六百トンとい

ている。よく調べたら一カ月三十トン、これしか  
ないのです。こういうふうに三十トンしかない。  
液状、これを今後全部回収してやるのに四十五年  
かかるのです。ですから、これをまた数倍にしな  
ければならない。これを企業責任において当然や  
らすべきです。

なお、感圧紙その他、また今後発生するところの  
活性炭、これは一般廃棄物にならないのです。工  
場の、いわゆる産業廃棄物として完全にこれは処  
理させなければなりません。こういうような点に  
対しては、もう少し指導が足りない。おそらくは  
もう二十九年度の段階で毒物であることは知  
っておたはずですが、知っておってこれを製造させ、  
そしてそれがはつきりわかった現在において、処  
理方法がないというのは、あまりにも国民無視の  
考え方、業者べったりの通産省の態度は改めな  
ければなりません。そうして厚生省も、ばかばか  
とたばこばかり吸っているような、こんなのんき  
な状態ではない。

いま感圧紙その他で方々に出回っております。  
出回っておるだけが毒物じゃないのです。今度は  
いわゆる代行品としてできてきたもの、それに対  
しても、まだ相当の毒性のものも発見されている。  
そういうようなものを十分考えて、これは産業廃  
棄物としてあなたのほうで処理しない、家庭用  
から出るものはわれわれのほうでやる、それを的  
確に指導するのでなければ、せっかくこれをやっ  
ても国民に害になって返ってくるということにな  
るじゃありませんか。これは重要な問題なんです。

ですから、この点は大に、閣議にでもかけて、  
さっき言ったように、自然還元サイクルに乗らな  
いようなものの製造は、処理方法がはつきりわ  
かっているから、これを製造しなさい。これくら  
いのやつを強く出してもいい。そうでないと、厚  
生大臣でありながら、自分一人が国民のために被  
害をかぶるような状態になって、それでは不完全  
です。まず根源においてとらえなければならぬ。  
それはやはり大臣の政治力、閣議にかけて、そ  
ういうようなことをさせないようにするのが第一番

じゃないか。ちょうど、病気になる前からおす  
ではなくて、保健所の段階で把握して健康にし  
ておく、病気になるようにする、これと同じ  
理論です。この点の処理は十分大臣としても留意  
すべきじゃないかと思いますが、大臣はいかがで  
ございますか。

○斎藤国務大臣 これは厚生大臣と環境庁長官の  
責任であろうと思います。したがって、ただ  
いまの点は、とくと実行に移すようにしたい  
と思います。

○島本委員 それから通産省のほうでもまだある  
のです。いま製造禁止した、そうすね。輸入し  
てくるものに対して管理していますか。いま停止  
したから、それでいいと思っても、輸入が続いて  
いる限りにおいては、その処理がまた厚生省のほ  
うに行つてしまふ。今度だけは厚生省なんです。  
厚生省も何も知らないで、そのまま処理してし  
まつたら、それがあつた場合には水に流れ、ある場  
合には空に流れて被害だけを及ぼしているといふ  
ことになる。輸入してくるものに対する管理は十  
分行き届いていますか。

○小幡説明員 PCBの輸入といつたしましては、  
PCB本体で輸入する場合と、PCB入り機器と  
して輸入する場合と、二通りあるかと思いますが、  
PCB入り機器として輸入いたします場合は、こ  
れはことしの三月、閉鎖系のトランス、コンデン  
サー、熱媒体の事業者に対して、PCBを使用  
する機器の生産は、回収ができない限りは禁止  
するという通達を出したわけでございます。した  
が、いまして、それに準じまして、PCB入りの輸  
入機器につきましても回収のできないものについ  
ての輸入は控えるように、輸入関係団体に通達を  
同時に出したわけでございます。

それからPCB本体としての輸入でございます  
が、これは使用者と申しますか、PCBを使つて  
ものを生産する側にとりましては、国内の生産に  
かわるPCBを使う場合と同様なことになるわ  
けでございます。その点につきましては、国内  
のPCBを使うと同様に、特に閉鎖系につきまし

ては、その回収ができない場合には、これを使用  
してものを製造することは禁止するという通達を  
出したわけでございます。

それから開放系につきましては、これは昨年十  
二月をもつて、一切PCBの使用を停止させたわ  
けでございますが、同時に、それは国内の生産に  
かわるPCBだけじゃなくて、輸入品について  
も一切使用してはならないという旨の通達を出し  
てございます。

○島本委員 したがって、輸入してくるのを完全  
に把握して規制していますかというのです。して  
いるのならいいのです。これはできています  
か。——できていなければ今後一生懸命やればい  
いのだから、あまり考えないで……。

○小幡説明員 この点につきましては、通産省と  
いたしまして、必要に応じて立ち入り検査等を  
することによりまして、その監視をしたいといふ  
ように考えております。もちろん法律上の根拠な  
しに立ち入り検査といふことは、相手の了解も必  
要でございますので、現在の段階で強制的にこれ  
を行なうといふことはできませんけれども、ど  
きるだけのことはやつてまいりたいと考えており  
ます。

○島本委員 やつぱりまだまだとろいのです。こ  
れを処理するための専焼炉があるのですか。

○小幡説明員 現在でございますのは、すべて混焼  
炉でございます。能力が非常に足りませんので今  
後つくるものは専焼炉といふことで考えておりま  
す。

○島本委員 もう少し注意しておきます。今後つ  
くるところは日鉄化学でしよう。知つていますか。  
日鉄化学でこれをつくるのですが、この規模と構  
造、機能、こういうようなものを全部皆さんのほ  
うは承知していますか。

○小幡説明員 その規模、機能等につきましては  
まだ承知しておりません。

○島本委員 注意しないさい。というのは、熱をは  
かる度数があるのです。あれは高温ですから、ほ  
んとあの温度をはかることができないのです、千

度をこえるから。色ではかるのです。その色では  
かるのに対して、蛍光灯を当てるとそのまま上  
がるのです。色ですから。普通の場合の赤い色だ  
つたら下がるのです。これはインキキヤありませ  
んか。こういうようなやり方を採用しているのに  
完全だといふことはできませんので、もっと十分  
注意して指導すべき——原点到ち返つてそうい  
うような姿勢をとつてくださうといふのです。も  
うけるために何でもやつて国民が被害を受けた  
ら、とんでもないことになるのです。もつとも  
とやればいいのですが、厚生省もろつかりしてい  
たら、だめなんです。そういうのをやつてPCB  
の処理、これは産業廃棄物として処理する。閉鎖  
系のもので専焼炉がないのです。専門にこれを  
処理する機械がまだないのです。雑物を処理する  
ためにできたのをいま使っているのは鈍化だけ  
です。それも月間三十トン、それを百五十トンに  
したいといふのですから、その努力はいいのです。  
その新しく入れるものは、光でもって熱をはかる  
やつですから、蛍光灯に照らされるとつと千五  
百度に上がるのです。色ですから。これは十分考  
えてやつてくださう。それでないと、またとん  
でもないことになりますから。御注意申し上げま  
す。

それで、どういふことになりましようかね、こ  
れを回収して焼却するとしても今後の問題であり  
ますから、十分把握するようにして万遺憾なきを  
期してもらいたい。そうして一般廃棄物として処  
理する場合には、まさにこれはもう一回空気に還  
元して地上に舞い戻つてまいります。そうでなけ  
れば、紙のようなものを再生するとヘドロになつ  
て海に流れる。そうしますと、プランクトンに行  
き、小魚に行き、それがまた人間のほうに還元し  
てくるようになります。そういうことがあつては  
困りますので、こういうような管理の点も十分考  
えて、そうして通産省のほうとよく連絡して、今  
後輸入されるもの、現在あるストック、その他開  
放系のもの、閉鎖系のもの、これあたりの処理に  
ついて万全を期するように指導しておいてもらい

たい。  
少なくとも、産業廃棄物であらうと一般廃棄物  
であらうと、この責任は厚生省です。向こうにや  
れと言ふのも責任の一つですから、いまわざわざ  
こういうふうにして来たのも、この対策だけは完  
全にやつてもらいたいという熱意のあらわれなん  
です。総合調整権のある環境庁も、これに対して  
はまだとろいのです。これは環境庁どうやってい  
るのですか。

○岡安政府委員 環境庁といつたしましては、PC  
B汚染対策推進会議を設けまして、各省でいろ  
いろ研究中のものもございしますが、回収の方策、そ  
れから回収したものの処理の方法等につきまし  
て、現在各省庁と分担をきめまして対策を急いで  
おるわけでございまして、私どももいたしまして  
はできる限りこれを回収して一般廃棄物のほうに  
行かないようにするといふことが先決であらうと  
いふふうに実は考えておるのでございまして、そ  
れがどこまでできるかといふことにつきまして関  
係各省とその方策等について検討しておるわけで  
あります。

処理の方法等につきましても、先ほど説明があ  
りましたように、できるだけ早く、しかも安全に  
処理ができるように、回収中のものもございま  
すけれども、その回収、処理につきましては、現在  
そういう方向でもって対策を考究中でございま  
す。でき得れば六月の末か七月の初めぐらには  
方策をまとめたといふふうには実は考えておりま  
す。

○島本委員 通産、厚生、環境、それぞれこの立  
場でやらぬといけませんし、まだまだ問題点はた  
くさんございしますが、この点は指摘だけにとどめ  
ます。今後の努力をわれわれのほうでは監視して  
おります。

そして同時に、今後新たな有害物質が問題に  
なつた場合には、廃棄物の処理上すみやかに対応  
できるだけの体制を整備されていなければならな  
いことになりませんが、この点等については通産、  
厚生ともよろしうございしますか。



これの処理につきましては、実はこれを焼くということを考えましたけれども、焼くにつきましては、へたに焼きますと、かえって有害の空気が出るということもございまして、そういう設備もないということ、実は私も当省におきましては、少量ずつ地下水汚染のないような土中に埋めるということを指導したわけでございますけれども、これが大量に集積されている場合にはそれもできないということで、農林省を中心に、コンク

コンクリートの中に密閉して云々ということは新方法かも知れません。しかしながら、それをどうもいうふうに使うのか、それはわかりませんけれども、十分その点等監視して、間違いないように思うにしているべきじゃないか、こういうように思うわけです。そういうふうになりますと、当然今後

げる、こういうような第一次方策を出しているのですが、これはやはり、いわゆる海洋汚染の点で問題もあらうかと思えます。そういうふうになつた場合には、これまた大きい問題になる可能性があり、アメリカでは土中を掘って岩塩帯のところまで持っていくて、その中に全部入れてしまつて

来見られましたように、焼却処理施設から逆さ  
種々の環境汚染あるいは公害等の源になるとい  
たような点があったと思います。それから一つは  
その施設の設置に伴いまして、清掃車等、交通  
が非常にふえまして、それに伴ういろいろな困  
難事態が生じて住民の方に迷惑をかける。その外

もろもろの原因があったと思います。

私どもは、そのような原因の一つ一つを技術的に解決できるものはやはり解決していく。ことにいやくも焼却場から出るばい煙その他、これはきちっと大気汚染防止法の基準に合うようにやはり考えていく。またそれらの施設を補助対象としても、あるいは起債の対象としても考えていく。それから一般的に申しますと、焼却場の設備の高度化をはかって、公害源になることがないように、この点を解決するのが、一つ、一番大きな問題だと思っています。

それから用地の取得ということから問題でございすけれども、これはやはり都市計画全体の問題としてできるだけ早い時期に見通しを立てて、具体的な計画を立てまして、計画的に遂行していく。これらにつきましては、私どもがいま御審議を願っております措置法案の中身といたしまして、やはりある程度先を見通して計画を立てていくということを考えておりますもの、それらの点についての都市側の努力、あるいは地域住民の方の御協力というものをできるだけ得るようにしていきたいという念願ももっておりますのでございす。

○島本委員 訓辭規定みたいなことで少し心細い。そういうことならば、私でも答弁できます。具体的に解決されていないのが問題なんです。

解決されていない大きな問題で、もう一つ、瀬戸内海の大豆島、その辺にふん尿の投棄、あれはおととしか、公害国会のあったところですが、もうあれはやめさせるはずでしたが、まだ依然としてこの尿尿の海上投棄、こういうようなのが行なわれておるし、瀬戸内海でもこのまま行なわれている、こういうことなんです、ことに赤潮の発生その他で漁業被害が起きて非常に困っている、その原因の一つではないか、こういうような指摘さえるのであります。そうしてみると、当然これは沿岸水産業者はもちろんです、根本的な一そこへ投棄を認めている、この問題あたりも大きい一つの行政の怠慢じゃないか、こういう

ように思うわけなんです、一体この現状はどうなっているのですか。

○浦田政府委員 小豆島近辺等、瀬戸内海への屎尿投棄の現状でございす、昭和四十六年度末という時点で毎日約二千九百キログラムというものが現に投棄されていると推算しております。過去の数字を申し上げますと、昭和四十一年度末では実は四千二百キログラム毎日投棄していたわけでございます、その点から申しますと、現在はいくら量が減っておりますかといえるかと思ひます。しかし、このようなスピードでは、やはり汚濁の進行しております瀬戸内海を改善するといふところまではとて及ばせんの、四十八年度から瀬戸内海の屎尿の投棄は一切禁止するといふことでございす、それに必要な施設の整備を関係の府県に強力に行政指導いたしますとともに、それに必要な体制といふことにつきましても、先般関係の十一府県を集めて、具体的な計画について聞きながら、こちらのほうの四十八年から投棄禁止するといふことについての具体的な施策の樹立といふことについて、指導してまいりましたのでございす。

○島本委員 四十六年度を初年度として、廃棄物の処理施設の整備計画が策定されるということについて、これは衆参両院の社会労働委員会の附帯決議が二年前にあったのじゃないか、こう思ひますけれども、いまごろになってきたといふのは、これは少しおそきに失するし、何か重要な理由でもあったのでしょうか。

○浦田政府委員 これは確かに一昨年の廃棄物処理法を審議していただいた最終段階において、四十六年度を初年度とする廃棄物処理施設整備五カ年計画を策定しろといふことではございす、現実是一年おくれしてしまいました。これはいろいろと事情もございす、主として産業系の廃棄物といふものに対する処理計画が、ことに都道府県あるいは市町村の段階において、なかなかその辺の具体的な方策に関する作業が進まなかったといふことが大きな原因でございす。

これらにつきましては、法制定時に十分に考えるべき問題であつたと思ひますけれども、結論からいきまして、法制定後、日も浅いといふこともございす、おくれたといふのが、結果論でございす、そのような経過でございす。

○島本委員 この処理計画自身は必要なものであり、重要なものでありますから、急いで完全に計画を樹立して対処しなければならぬ、これはまた当然であります。もともとと言いたい点はたくさんあるのですが、どうせそこのほうは答弁も準備されてあることですから、答弁を準備されておることはあらためて聞きませんから、この点等については、ひとつ十分対処するように要請しておきます。

ことに原子力の放射能関係のもの並びにPCB関係の新しい物質に対する処理の方法、こういうようなことについても、専焼炉さえない現在、新たにこれから処理しなければならぬといふと、それまでの間の管理と指導といふものが重要になつてまいりますから、大臣を含めて、これは万遺憾なきを期しておいてもらいたい。この点を要請しておきます。

それと同時に、北海道に三共製薬という農薬をつくらせている工場があります。あれは完全に保管してあるのです。保管したままその処理の方法がないといふて弱っているのではありません。その状態を十分調べて、いかに処理するか、いまコンクリートに云々といふようなりっぱな処理の方法がありますから、そういうような点は指導してやるべきじゃないか、こう思ひますので、これを指導してやつて、その調査結果を私にまで報告してもらいたい。このことを強く要請をし、最後に大臣の決意を伺つて、私は質問を終わりたいと思ひます。ほんとうはまだまだあるのですけれども、もう時間だから、やめろと言ふからやめるのですよ。

○斎藤国務大臣 ただいま最後におっしゃいました放射性物質、それから毒性、劇性の物質、農薬等を含めまして、PCBも同様であります、これらを回収し、保管し、しかし最後の処理という

問題は、これは非常にむずかしい問題だと思ひます。先ほど、コンクリートに入れて閉じ込めてといふことをさしあたって、と言つておりますが、これが最終的にいいものかどうかと私は非常に疑問を持っております。何か化学的に処理する方法を残すのではないか、かように考えますから、そういう方向でひとつこれらの処理の開発方法を検討したいと思ひます。

○島本委員 厚生省の奮起を促して、私の質問はこれで終わります。

○森山委員長 次回は、明九日金曜日午前十時理事會、十時三十分委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後六時二十六分散會